昭27. 3. 18.

官報

主要目次

告示

○国家公安委員会所属千葉県警察本部無線局の空中線の型式及び構成変更　二八五頁
○旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法に基き、朝鮮総督府逓信官署共済組合等指定　二八九
○外国為替業務を営む営業所の位置変更許可　二八九
○法人の各事業年度の所得の計算上損金に算入する寄附金指定　二八九
○共同漁業権の免許の内容となる事項、関係地区及び申請期間　二九一
○国営常願寺川農業水利事業に関する土地改良事業計画書の縦覧事項　二九二
○肥料登録　二九二
○郵便物運送委託法による郵便物運送料金の基準設定　二九五
○道路運送車両法により自動車の型式について指定　二九五
○倉荷証券の発行許可　二九五
○陸奥茂浦郵便局等に電話交換業務開始　二九五
○日宇郵便局の電話交換業務廃止　二九五
○松本電話中継所設置　二九六
○保安林指定（山形県）　二九六
○保安林解除（同）　二九七
官庁事項
○効力を失つた外国人登録証明書　二九九
○小田急電鉄争議調停に関する公表　三〇四
公共企業体事項
○宇野線早島・茶屋町間に久々原停車場設置　三〇四

告示

◉電波監理委員会告示第千百号

国家公安委員会所属千葉県警察本部無線局の空中線の型式及び構成は、昭和二十七年二月二十一日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年三月十八日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　承認の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第一一〇一号
二　承認を受けた者　国家公安委員会
三　無線局の種別　固定局
四　無線局の目的　警察事務に使用するため、固定業務を行う。
五　通信の相手方　国家公安委員会所属の東京、茨城、埼玉、神奈川及び静岡の各固定局並びに応急用の各固定局
六　通信事項　警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年十一月三十日
八　設置場所　千葉市市場町二番地　東経一四〇度〇七分　北緯三五度三七分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式及び空中線電力
JPE—22（注一）A一　一、九九〇kc　水晶発振　一〇〇W
JPE—2120（注二、三）A一　五、二七五kc
JPE—2202（注三）A一　四、二〇〇kc
JPE—22（注四）A一　一、九九〇kc
〃（注二、四）A一　五、四七五kc
空中線の型式及び構成　単條
十　運用許容時間　常時
十一　その他　（注一）の周波数の使用は、夜間に限る。
（注二）の周波数の使用は、昼間に限る。
（注三）の周波数の使用は、東京、茨城、埼玉、神奈川及び静岡との通信を行う場合に限る。
（注四）の周波数の使用は、応急の場合に限る。

◉電波監理委員会告示第千百一号

国家公安委員会所属千葉県警察本部無線局の空中線の型式及び構成は、昭和二十七年二月二十一日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年三月十八日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　承認の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第一一〇二号
二　承認を受けた者　国家公安委員会
三　無線局の種別　基地局
四　無線局の目的　警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。
五　通信の相手方　国家公安委員会所属の応急用の各陸上移動局
六　通信事項　警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年五月三十一日
八　設置場所　千葉市市場町二番地　東経一四〇度〇七分　北緯三五度三七分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式及び空中線電力
JPE—22（注）A一　一、九九〇kc　水晶発振　五〇W
A一　五、四七五kc
A一　四、二〇〇kc
十　空中線の型式及び構成　単條
十一　運用許容時間　応急の通信を行うため、運用を必要とする時間
十二　その他　（注）の周波数の使用は、昼間に限る。

◉電波監理委員会告示第千百二号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を与えた。

昭和二十七年三月十八日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　承認の年月日及び番号　昭和二十七年二月七日　第七二〇一号
二　承認を受けた者　国家公安委員会
三　無線局の種別　陸上移動局
四　無線局の目的　警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。
五　通信の相手方　国家公安委員会所属の応急用の各基地局及び各陸上移動局
六　通信事項　警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年五月三十一日
八　設置場所　移動体の種別　可搬
移動範囲　全国一円
常置場所　鶴岡市馬場町二九番地　東経一三九度五〇分　北緯三八度四三分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式及び空中線電力
JQU—27（注）A一　一、九七五kc
A一　五、四一五kc　水晶発振　四〇W
A一　四、二〇〇kc
十　空中線の型式及び構成　逆L型、単條
十一　運用許容時間　応急の通信を行うため、運用を必要とする時間
十二　その他　（注）の周波数の使用は、昼間に限る。

毎日文庫
昭和二十年三月三十一日第三種郵便物認可

◉電波監理委員会告示第千百三号

海上保安庁所属第一定点無線標識局（生名丸）の無線設備は、昭和二十七年二月二十九日変更した。

変更後の現状は、左の通りである。

昭和二十七年三月十八日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　承認の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第一一〇六号
二　承認を受けた者　海上保安庁
三　無線局の種別　無線標識局
四　無線局の目的　海上保安事務に使用するため、無線標識業務を行う。
五　通信の相手方　航空機局及び船舶局
六　通信事項　無線標識に関する事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年十一月三十日
八　設置場所　生名丸　東経一五三度〇〇分　北緯三九度〇〇分
九　呼出符号、標識符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
JNZZ　VC　A一　三七〇kc　水晶発振　第一装置　吸収管式　五〇〇W
十　空中線の型式及び構成　T型
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第千百四号

昭和二十五年電波監理委員会告示第二百三十八号（無線局運用規則第百九條の規定による無線標識局及び無線標識業務を取り扱う海岸局）の一部を次の通り改正し、昭和二十七年一月二十日から適用する。

昭和二十七年三月十八日　電波監理委員会委員長　網島　毅

恵山岬の項中発射電波の型式及び周波数欄「同　二七五」を「同　三〇〇」に、標識符号の定時発射時刻欄「毎時九分から一一分まで及び三九分から四一分まで」を「毎時五分から七分まで及び三五分から三七分まで」に、松前の項中標識符号の定時発射時刻欄「右に同じ」を「毎時九分から一一分まで及び三九分から四一分まで」に改める。

◉電波監理委員会告示第千百五号

昭和二十七年電波監理委員会告示第七百九十号愛媛県所属深浦海岸局の周波数は、昭和二十七年一月三十日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十七年三月十八日　電波監理委員会委員長　網島　毅

第九項中「A三（二、四五〇kc、二、七八五kc）」を「A三（二、四五〇kc、二、六五〇kc、二、七八五kc）」に改める。

◉電波監理委員会告示第千百六号

昭和二十七年電波監理委員会告示第七百九十一号愛媛県漁業協同組合連合会所属深浦海岸局の周波数は、昭和二十七年一月三十日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十七年三月十八日　電波監理委員会委員長　網島　毅

第九項中「A三（二、四五〇kc、二、七八五kc）」を「A三（二、四五〇kc、二、六五〇kc、二、七八五kc）」に改める。

◉電波監理委員会告示第千百七号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を与えた。

昭和二十七年三月十八日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年十二月十八日　第九五六〇号
二　免許人の名称　北邦商事株式会社
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　輪島漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　漁業通信
七　免許の有効期限　昭和三十一年十二月十七日
八　設置場所　第一北龍丸（主たる停泊港　七尾）
九　呼出名称　だいいちほくりゅうまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A三（二、六一〇kc、二、四四〇kc、二、四五〇kc、二、六五〇kc、二、七八五kc）　水晶発振　終段陽極変調　三五W
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第千百八号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を与えた。

昭和二十七年三月十八日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年十一月二十一日　第一八〇四号
二　免許人の氏名　芳川三四郎
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　相海漁業経営組合小田原漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信
七　免許の有効期限　昭和三十一年十一月二十日
八　設置場所　菊三丸（主たる停泊港　真鶴）
九　呼出名称　きくさんまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A三（二、九五五kc、二、四四〇kc、二、七八五kc）　水晶発振　終段抑制格子変調　二五W
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第千百九号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を与えた。

昭和二十七年三月十八日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年十二月十日　第五一九四号
二　免許人の氏名　浜崎寿雄
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　室戸漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信

七　免許の有効期限　昭和三十一年十二月九日
八　設置場所　第一寿丸（主たる停泊港　室戸）
九　呼出符号及び呼出名称　JGLZ　はまさきだいいちことぶきまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A一、A二、A三（一、五七〇kc、一、六二〇kc、二、四四〇kc、二、七八五kc）　水晶発振　A二、A三　終段抑制格子変調　A一　五〇W、A二、A三　二五WW
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第千百十号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を与えた。

昭和二十七年三月十八日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年十一月二十八日　第八二六〇号
二　免許人の氏名　川筋乙五郎
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　函館漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　漁業通信、船舶の航行に関する事項
七　免許の有効期限　昭和三十一年十一月二十七日
八　設置場所　第八かもめ丸（主たる停泊港　函館）
九　呼出名称　だいはちかもめまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A三（二、六一〇kc、二、六五〇kc、二、七八五kc）　水晶発振　終段抑制格子変調　二五W
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第千百十一号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を与えた。

昭和二十七年三月十八日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年十一月十日　第五一九一号
二　免許人の氏名　横山幸八
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　室戸漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信
七　免許の有効期限　昭和三十一年十一月九日
八　設置場所　海幸丸（主たる停泊港　室戸）
九　呼出名称　よこやまかいこうまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A三（二、六二〇kc、二、九五五kc）　水晶発振　終段抑制格子変調　二五W
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第千百十二号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を与えた。

昭和二十七年三月十八日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年十一月二十八日　第八二五八号
二　免許人の氏名　島野二郎
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　小樽漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　漁業通信、船舶の航行に関する事項
七　免許の有効期限　昭和三十一年十一月一日
八　設置場所　北龍丸（主たる停泊港　小樽）
九　呼出名称　ほくりゅうまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A三（二、六一〇kc、二、六五〇kc、二、七八五kc）　水晶発振　終段抑制格子変調　二〇W
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第千百十三号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を与えた。

昭和二十七年三月十八日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年十月二十六日　第八二二八号
二　免許人の名称　大平物産株式会社
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　稚内、釧路、小樽の各漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　漁業通信、船舶の航行に関する事項
七　免許の有効期限　昭和三十一年十月二十五日
八　設置場所　大平丸（主たる停泊港　小樽）
九　呼出名称　たいへいまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A三（二、六一〇kc、二、六五〇kc、二、七八五kc）　水晶発振　終段抑制整子変調　二〇W
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第千百十四号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を与えた。

昭和二十七年三月十八日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年十月一日　第一七〇四号
二　免許人の氏名　山本熊吉
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　千葉県無線漁業協同組合所属海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　漁業通信、船舶の航行に関する事項

第7557号

昭27.3.18.

◉電波監理委員会告示第千百十六号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を与えた。

昭和二十七年三月十八日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年十二月六日　第七六七〇号
二　免許人の氏名　群馬郡前橋市　田尾五郎
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の方法　相手方の信号　漁船の船舶局
六　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　A一、A二　七〇〇〇kc　A三　七〇〇〇kc
十　呼出符号及び呼出名称　JKEX　第七正一丸（主たる停泊港　桃浦）
十一　運用許容時間　常時
十二　空中線の型式及び構成　T型

◉電波監理委員会告示第千百十八号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を与えた。

昭和二十七年三月十八日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年十二月一日　第七六七二号
二　免許人の氏名　梶原芋之進
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用する。海上移動業務を行う。
五　通信の方法　相手方の信号　漁船の船舶局
六　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　A一、A二　七〇〇〇kc　A三　七〇〇〇kc
十　呼出符号及び呼出名称　JKEX　第七正一丸（主たる停泊港　桃浦）
十一　運用許容時間　常時
十二　空中線の型式及び構成　T型

◉電波監理委員会告示第千百十九号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を与えた。

昭和二十七年三月十八日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年十二月六日　第七六七〇号
二　免許人の氏名　群馬郡前橋市　田尾五郎
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の方法　相手方の信号　漁船の船舶局
六　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　A一、A二　七〇〇〇kc　A三　七〇〇〇kc
十　呼出符号及び呼出名称　JCON　第一鶴丸（主たる停泊港　気仙沼）
十一　運用許容時間　常時
十二　空中線の型式及び構成　逆L型

◉電波監理委員会告示第千百二十号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を与えた。

昭和二十七年三月十八日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年十二月十八日　第七六六四号
二　免許人の氏名　宮城県牡鹿郡女川町　中村清治
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の方法　相手方の信号　漁船の船舶局
六　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　A一、A二　七〇〇〇kc　A三　七〇〇〇kc
十　呼出符号及び呼出名称　JCON　第一鶴丸（主たる停泊港　気仙沼）
十一　運用許容時間　常時
十二　空中線の型式及び構成　逆L型

◉電波監理委員会告示第千百二十一号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を与えた。

昭和二十七年三月十八日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年十二月六日　第七六七一号
二　免許人の氏名　宮城県牡鹿郡女川町　中村清治
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の方法　相手方の信号　漁船の船舶局
六　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　A一、A二　七〇〇〇kc　A三　七〇〇〇kc
十　呼出符号及び呼出名称　JCON　第一鶴丸（主たる停泊港　気仙沼）
十一　運用許容時間　常時
十二　空中線の型式及び構成　逆L型

◉電波監理委員会告示第千百二十二号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を与えた。

昭和二十七年三月十八日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年十二月十八日　第七六七二号
二　免許人の氏名　宮城県牡鹿郡女川町　中村清治
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の方法　相手方の信号　漁船の船舶局
六　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　A一、A二　七〇〇〇kc　A三　七〇〇〇kc
十　呼出符号及び呼出名称　JCON　第一鶴丸（主たる停泊港　気仙沼）
十一　運用許容時間　常時
十二　空中線の型式及び構成　逆L型

◉電波監理委員会告示第千百二十三号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を与えた。

昭和二十七年三月十八日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年十二月十八日　第七六七三号
二　免許人の氏名　宮城県牡鹿郡女川町　中村清治
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の方法　相手方の信号　漁船の船舶局
六　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　A一、A二　七〇〇〇kc　A三　七〇〇〇kc
十　呼出符号及び呼出名称　JCON　第一鶴丸（主たる停泊港　気仙沼）
十一　運用許容時間　常時
十二　空中線の型式及び構成　逆L型

◉電波監理委員会告示第千百二十四号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を与えた。

昭和二十七年三月十八日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年十二月十八日　第七六七四号
二　免許人の氏名　宮城県牡鹿郡女川町　中村清治
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の方法　相手方の信号　漁船の船舶局
六　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　A一、A二　七〇〇〇kc　A三　七〇〇〇kc
十　呼出符号及び呼出名称　JCON　第一鶴丸（主たる停泊港　気仙沼）
十一　運用許容時間　常時
十二　空中線の型式及び構成　逆L型

◉電波監理委員会告示第千百二十五号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を与えた。

昭和二十七年三月十八日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年十二月十八日　第七六七五号
二　免許人の氏名　宮城県牡鹿郡女川町　中村清治
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の方法　相手方の信号　漁船の船舶局
六　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　A一、A二　七〇〇〇kc　A三　七〇〇〇kc
十　呼出符号及び呼出名称　JCON　第一鶴丸（主たる停泊港　気仙沼）
十一　運用許容時間　常時
十二　空中線の型式及び構成　逆L型

◉電波監理委員会告示第千百二十六号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を与えた。

昭和二十七年三月十八日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年十二月十八日　第七六七六号
二　免許人の氏名　宮城県牡鹿郡女川町　中村清治
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の方法　相手方の信号　漁船の船舶局
六　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　A一、A二　七〇〇〇kc　A三　七〇〇〇kc
十　呼出符号及び呼出名称　JCON　第一鶴丸（主たる停泊港　気仙沼）
十一　運用許容時間　常時
十二　空中線の型式及び構成　逆L型

◉電波監理委員会告示第千百二十七号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を与えた。

昭和二十七年三月十八日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年十二月十八日　第七六七七号
二　免許人の氏名　宮城県牡鹿郡女川町　中村清治
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の方法　相手方の信号　漁船の船舶局
六　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　A一、A二　七〇〇〇kc　A三　七〇〇〇kc
十　呼出符号及び呼出名称　JCON　第一鶴丸（主たる停泊港　気仙沼）
十一　運用許容時間　常時
十二　空中線の型式及び構成　逆L型

◉電波監理委員会告示第千百二十八号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を与えた。

昭和二十七年三月十八日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年十二月十八日　第七六七八号
二　免許人の氏名　宮城県牡鹿郡女川町　中村清治
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の方法　相手方の信号　漁船の船舶局
六　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　A一、A二　七〇〇〇kc　A三　七〇〇〇kc
十　呼出符号及び呼出名称　JCON　第一鶴丸（主たる停泊港　気仙沼）
十一　運用許容時間　常時
十二　空中線の型式及び構成　逆L型

◉電波監理委員会告示第千百二十九号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を与えた。

昭和二十七年三月十八日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年十二月十八日　第七六七九号
二　免許人の氏名　宮城県牡鹿郡女川町　中村清治
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の方法　相手方の信号　漁船の船舶局
六　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　A一、A二　七〇〇〇kc　A三　七〇〇〇kc
十　呼出符号及び呼出名称　JCON　第一鶴丸（主たる停泊港　気仙沼）
十一　運用許容時間　常時
十二　空中線の型式及び構成　逆L型

◉大蔵省告示第四百九十一号

約者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）第四條第一項の規定に基き、外地関係共済組合のうち、次の組合を指定する。

昭和二十七年三月十八日　大蔵大臣　池田　勇人

一　朝鮮総督府通信官署共済組合
二　台湾総督府専売局共済組合

令（昭和十六年勅令第三百五十七号）に基き組織された朝鮮総督府通信官署共済組合令（大正十四年勅令第二百十四号）に基き組織された台湾総督府専売局共済組合令（大蔵省令第百十一号）第八條の規定に基き、共済組合に対する帝国政府の負担の計算上損金に算入する帝国政府の負担金を次のように指定し、法人の昭和二十七年一月一日以後法人の各事業年度の所得の計算上損金に算入する帝国政府の負担金を次のように指定する。

昭和二十七年三月十八日　大蔵大臣　池田　勇人

一　法人税法施行規則（昭和二十二年勅令第百十一号）第八條の規定に基き、

七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉**大蔵省告示第四百九十六号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、島田信用金庫第三回ニコニコ定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年三月十八日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　島田信用金庫第三回ニコニコ定期預金

二　條件
(一)契約期間　六月
(二)預入金額　一口千円
(三)利息　付けない。
昭和二十七年三月二十日から同年五月二十日まで。

三　取扱の時期　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権三千個をもつて一組とし、各十組につき次のとおりとする。但し、一等及び二等は、三等のうちから定める。

等級	割増金	当せんの数
一等	三〇、〇〇〇円	一本
二等	一〇、〇〇〇	三
三等	五、〇〇〇	六
四等	一、〇〇〇	三〇
五等	三〇〇	六〇
六等	一〇〇	三〇〇
七等	二〇	二九、六〇〇
計		三〇、〇〇〇

四　割増金

五　抽せん期日　昭和二十七年六月十五日

六　割増金の支払開始期日　昭和二十七年六月二十日

七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉**大蔵省告示第四百九十七号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、三津浜信用金庫割増金附第三回目の丸定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年三月十八日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　三津浜信用金庫割増金附第三回目の丸定期預金

二　條件
(一)契約期間　六月
(二)預入金額　一口千円
(三)利息　付けない。
昭和二十七年三月二十日から同年五月十五日まで。

三　取扱の時期　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権千個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
特等	一、〇〇〇円	一本
一等	五〇〇	一
二等	一〇〇	五
三等	五〇	一〇〇
四等	二〇	八九三
計		一、〇〇〇

四　割増金

五　抽せん期日　昭和二十七年五月二十五日

六　割増金の支払開始期日　昭和二十七年五月二十六日

七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉**大蔵省告示第四百九十八号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、石勤信用金庫第二回だいこく割増定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年三月十八日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　石勤信用金庫第二回だいこく割増定期預金

二　條件
(一)契約期間　六月
(二)預入金額　一口千円
(三)利息　付けない。
昭和二十七年三月二十日から同年四月三十日まで。

三　取扱の時期　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権千個をもつて一組とし、各五組につき次のとおりとする。但し、特等は一等のうちから定める。

等級	割増金	当せんの数
特等	三〇、〇〇〇円	一本
一等	一、〇〇〇	四
二等	三〇〇	五
三等	一〇〇	五〇〇
四等	三〇	四、四四〇
五等	一五	五、〇〇〇
計		

四　割増金

五　抽せん期日　昭和二十七年五月十日

六　割増金の支払開始期日　昭和二十七年五月十二日

七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉**大蔵省告示第四百九十九号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、宮津信用金庫第二回宮信割増金附定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年三月十八日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　宮津信用金庫第二回宮信割増金附定期預金

二　條件
(一)契約期間　一年
(二)預入金額　一口千円
(三)利息　付けない。
昭和二十七年三月二十日から同年五月二十日まで。

三　取扱の時期　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権六千個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
特等	一〇、〇〇〇円	一本
一等	一、〇〇〇	二四
二等	五〇〇	三六
三等	三〇〇	六〇
四等	一〇〇	三〇〇
五等	四〇	五、二七九
計		六、〇〇〇

四　割増金

五　抽せん期日　昭和二十七年六月一日

六　割増金の支払開始期日　昭和二十七年六月十日

七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉**大蔵省告示第五百号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、第五回大津市信用金庫福信定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年三月十八日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　第五回大津市信用金庫福信定期預金

二　條件
(一)契約期間　六月
(二)預入金額　一口千円
(三)利息　付けない。
昭和二十七年三月二十日から同年五月二十日まで。

三　取扱の時期　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権六千個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
特等	一〇、〇〇〇円	一本
一等	一、〇〇〇	一
二等	五〇〇	五
三等	五〇	一、二〇〇
四等	三〇	四、六七三
五等	二〇	六、〇〇〇
計		

四　割増金

五　抽せん期日　昭和二十七年五月二十四日

六　割増金の支払開始期日　昭和二十七年六月二日

七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉**大蔵省告示第五百一号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、第二回置賜信用組合振興定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年三月十八日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　第二回置賜信用組合振興定期貯金

二　條件
(一)契約期間　六月
(二)預入金額　一口五百円
(三)利息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十七年三月二十日から同年五月十日まで。

四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権六千個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
一等	一〇、〇〇〇円	一本
二等	一、〇〇〇	四
三等	一〇〇	四〇
四等	五〇	二〇〇
五等	八	五、七五五
計		六、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年五月二十五日

六　割増金の支払開始期日　昭和二十七年六月三日

七　貯金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉**農林省告示第八十九号**

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百三十六條及び第十一條第一項の宗定に基き、共同漁業権の免許の内容となる事項、関係地区及び申請期間を次のように定めたから同法第十一條第四項の規定により告示する。

昭和二十七年三月十八日

農林大臣　広川　弘禅

一　漁業権の種類　共同漁業権

二　漁業権の番号　農内共第二号

三　漁場の位置及び区域　長野県西筑摩郡読書村、吾妻村、田立村、山口村、神坂村及び岐阜県恵那郡坂下町、中津川町、落合村、川上村地先（木曾川本流及び支流）

点の位置

基点甲	長野県西筑摩郡吾妻村字茅ケ沢隧母発電所堰堤左岸下流端
基点乙	長野県西筑摩郡読書村隧母発電所堰堤右岸下流端
基点丙	岐阜県恵那郡落合村字森ケ鼻落合発電所堰堤左岸上流端
基点丁	岐阜県恵那郡中津川町落合発電所堰堤右岸上流端

漁場区域　甲乙、丙丁、二直線間の木曾川本流及び支流の区域

四　漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期

漁業の種類	漁獲物の種類	漁業の時期
第五種共同漁業		
	あゆ	一月一日から十二月三十一日まで
	うぐい	同
	こい	同
	うなぎ	同
	にじます	同
	かわます	同
	いわな	同

五　漁業関係地区　長野県西筑摩郡読書村、吾妻村、田立村、山口村、神坂村、大桑村、上松町、福島町及び岐阜県恵那郡坂下町、中津川町、落合村、川上村

六　増殖計画

水族名	増殖方法	増殖の規模
あゆ	放流	一五万尾以上
うぐい	産卵場造成	一ヶ所以上
こい	放流	三〇貫以上
うなぎ	同	五貫以上
にじます	同	一〇万粒以上
かわます	同	同
いわな	同	同
やまめ（たなびら）	同	同
あめのうお（あまご）	同	同

七　存続期間　昭和二十七年四月一日から昭和三十六年三月三十一日まで

八　申請期間　昭和二十七年三月十八日から二十五日まで

一　漁業権の種類　共同漁業権

二　漁業権の番号　農内共第三号

三　漁場の位置及び区域　東京都大田区、北多摩郡狛江村、調布町及び神奈川県川崎市地先（多摩川）

点の位置

基点甲	東京都北多摩郡調布町多摩川原橋台右岸下流端
基点乙	東京都北多摩郡調布町多摩川原橋台左岸下流端
基点丙	東海道線六郷鉄橋橋台右岸下流端
基点丁	東海道線六郷鉄橋橋台左岸下流端

漁場区域　甲乙、丙丁、二直線間の多摩川本流の区域

四　漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期

漁業の種類	漁獲物の種類	漁業の時期
第五種共同漁業		
	あゆ	一月一日から十二月三十一日まで
	うぐい	同
	こい	同
	ふな	同
	うなぎ	同

五　関係地区　東京都大田区、北多摩郡狛江村、調布町、神奈川県川崎市

六　増殖計画

水族名	増殖方法	増殖の規模
あゆ	人工ふ化放流	六万尾以上六六〇万粒以上
うぐい	産卵場造成	四万尾以上
こい	放流	二万尾以上
ふな	同	八万尾以上
うなぎ	同	

七　存続期間　昭和二十七年四月一日から昭和三十六年三月三十一日まで

八　申請期間　昭和二十七年三月十八日から二十五日まで

一　漁業権の種類　共同漁業権

二　漁業権の番号　農内共第四号

三　漁場の位置及び区域　東京都大田区及び神奈川県川崎市地先（多摩川）

点の位置

基点甲	東海道線六郷鉄橋橋台右岸下流端
基点乙	東海道線六郷鉄橋橋台左岸下流端
基点丙	川崎市上丸子地先丸子橋橋台右岸下流端
基点丁	川崎市上丸子地先丸子橋橋台左岸下流端

漁場区域　甲乙、丙丁、二直線間の多摩川本流の区域

四　漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期

漁業の種類	漁獲物の種類	漁業の時期
第一種共同漁業		
しじみ漁業	しじみ	一月一日から十二月三十一日まで
	餌虫	同

五　関係地区　東京都大田区及び神奈川県川崎市

六　存続期間　昭和二十七年四月一日から昭和三十六年三月三十一日まで

七　申請期間　昭和二十七年三月十八日から二十五日まで

一　漁業権の種類　共同漁業権

二　漁業権の番号　農内共第五号

三　漁場の位置及び区域　東京都大田区及び神奈川県川崎市地区（多摩川）

点の位置

基点甲	多摩川河口右岸堤防突端
基点乙	多摩川河口左岸堤防突端
基点丙	東海道線六郷鉄橋橋台右岸下流端
基点丁	東海道線六郷鉄橋橋台左岸下流端
基点戊	東京都大田区羽田町鈴木新田南西端（海老取川左岸）
点イ	戊より二百七十度の線と対岸との交叉点

漁場区域　甲乙、丙丁、二直線間の多摩川本流の区域。但し、基点戊及び点イを結ぶ直線より下流の海老取川の区域を除く。

四　漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期
漁業の種類　漁獲物の種類
漁業の時期
第一種共同漁業
しじみ漁業　しじみ　一月一日から三十一日まで
第二種共同漁業
しらうお網漁業　しらうお　同
五　関係地区　東京都大田区及び神奈川県川崎市
六　存続期間　昭和二十七年四月一日から昭和三十六年三月三十一日まで
七　申請期間　昭和二十七年三月十八日から二十五日まで

一　漁業権の種類　共同漁業権
二　漁業権の番号　農内共第六号
三　漁場の位置及び区域
漁場の位置　東京都大田区及び神奈川県川崎市地先（多摩川）
点の位置
基点甲　多摩川河口右岸堤防突端
基点乙　多摩川河口左岸堤防突端
基点丙　東海道線六郷鉄橋橋台右岸下流端
基点丁　東海道線六郷鉄橋橋台左岸下流端
基点戊　東京都大田区羽田町鈴木新田南西端（海老取川左岸）
点イ　戊より二百七十度の線と対岸との交叉点
漁場区域　甲乙、丙丁、二直線間の多摩川本流の区域。但し、基点戊及び点イを結ぶ直線より下流の海老取川の区域を除く。

四　漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期
漁業の種類　漁獲物の種類
漁業の時期
第一種共同漁業　餌虫（こかいいとめ）　一月一日から三十一日まで
五　関係地区　東京都大田区、台東区、品川区、港区、中央区、江東区、江戸川区、墨田区、葛飾区、荒川区及び神奈川県川崎市
六　存続期間　昭和二十七年四月一日から昭和三十六年三月三十一日まで
七　申請期間　昭和二十七年三月十八日から二十五日まで

一　漁業権の種類　共同漁業権
二　漁業権の番号　農内共第七号
三　漁場の位置及び区域
漁場の位置　東京都板橋区、北区及び埼玉県川口市、北足立郡戸田町、美笹村地先（荒川）
点の位置
基点甲　東京都北区志茂町一八二八番地地先
基点乙　埼玉県芝川水門の下流端
基点丙　東京都板橋区下赤塚町五四〇〇番地都県界（東京都、埼玉県）標柱
基点丁　埼玉県北足立郡美笹村早瀬地先水門の上流端
漁場区域　甲乙、丙丁、二直線間の荒川本流の区域
四　漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期
漁業の種類　漁獲物の種類
漁業の時期
第五種共同漁業
こい漁業　こい　一月一日から三十一日まで
ふな漁業　ふな　同
うなぎ漁業　うなぎ　同
五　関係地区　東京都板橋区、足立区、北区、埼玉県川口市、北足立郡戸田町、美笹村
六　増殖計画
水族名　増殖方法　増殖の規模
こい　放流　二万尾以上
ふな　同　同
うなぎ　同　同
七　存続期間　昭和二十七年四月一日から昭和三十六年三月三十一日まで
八　申請期間　昭和二十七年三月十八日から二十五日まで

◉農林省告示第九十号
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七條第一項の規定に基き、国営常願寺川農業水利事業に関し、土地改良事業計画を定めた。よつて同條第三項及び土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）第六十條において準用する同規則第十六條の規定により次のように公告する。
昭和二十七年三月十八日　農林大臣　広川　弘禅
一、縦覧に供する事項
国営常願寺川農業水利事業計画書の写
二、縦覧期間
昭和二十七年三月二十日から四月八日まで
三、縦覧の場所
富山県富山市事務所
富山県富山市新川郡雄山町事務所

生第一八八一号　昭和完全配合特七号
窒素全量　七・〇
内アンモニア性窒素　六・〇
燐酸全量　七・〇
内可溶性燐酸　六・〇
内水溶性燐酸　五・〇
加里全量　三・〇
内水溶性加里　三・〇

登録番号　肥料の名称　保証成分量（%）
輸第一六〇号　五・〇桿実油　窒素全量　五・〇
燐酸全量　一・〇
加里全量　一・〇
輸第一六一号　粕五・五棉実油　窒素全量　五・五
燐酸全量　二・〇
加里全量　一・〇
輸第一六二号　粕六・〇棉実油　窒素全量　六・〇
燐酸全量　二・〇
加里全量　一・〇

輸入業者の氏名又は名称及び住所
大阪市東区今橋五丁目一四番地安宅産業株式会社　常務取締役　猪崎久太郎
愛知県名古屋市港区稲荷町五丁目二番地　加藤季彦

◉農林省告示第九十二号
肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第七條の規定により、昭和二十六年十二月二十日附をもつて左の肥料を登録し、登録証を交付した。
昭和二十七年三月十八日　農林大臣　広川　弘禅

登録番号　肥料の名称　保証成分量（%）
生第一八八二号　福神配合特七号
窒素全量　七・〇
内アンモニア性窒素　四・五
燐酸全量　六・〇
内可溶性燐酸　五・〇
内水溶性燐酸　五・〇
加里全量　五・〇
内水溶性加里　五・〇
生第一八八三号　福神配合特八号
窒素全量　八・〇
内アンモニア性窒素　五・〇
燐酸全量　五・〇
内可溶性燐酸　四・〇
内水溶性燐酸　三・〇
加里全量　三・〇
内水溶性加里　三・〇
生第一八八四号　宮崎県標準配合肥料麦第一号
窒素全量　五・三
内アンモニア性窒素　五・〇
燐酸全量　八・〇
内可溶性燐酸　七・〇
内水溶性燐酸　六・〇
加里全量　四・三
内水溶性加里　四・〇
生第一八八五号　宮崎県標準配合肥料麦第二号
窒素全量　七・〇
内アンモニア性窒素　四・五
燐酸全量　九・〇
内可溶性燐酸　七・〇
内水溶性燐酸　五・〇
加里全量　四・〇
内水溶性加里　四・九

生第一八八六号　東洋印完全配合肥料第七号
窒素全量　七・〇
内アンモニア性窒素　一・〇
燐酸全量　一・〇
内可溶性燐酸　一・〇
内水溶性燐酸　四・〇
加里全量　四・〇
内水溶性加里　四・〇
生第一八八七号　東洋印完全配合肥料第八号
窒素全量　八・〇
内アンモニア性窒素　七・〇
燐酸全量　九・〇
内可溶性燐酸　八・〇
内水溶性燐酸　七・〇
加里全量　四・〇
内水溶性加量　四・〇
生第一八八八号　東洋印完全配合肥料第九号
窒素全量　九・〇
内アンモニア性窒素　九・〇
燐酸全量　九・〇
内可溶性燐酸　九・〇
内水溶性燐酸　七・〇
加里全量　三・〇
内水溶性加里　三・〇
生第一八八九号　和歌山県標準配合肥料麦第一号
窒素全量　九・二
内アンモニア性窒素　八・〇
燐酸全量　四・六
内可溶性燐酸　三・七
内水溶性燐酸　五・〇
加里全量　四・〇
内水溶性加里　四・〇
生第一八九〇号　和歌山県標準配合肥料麦第二号
窒素全量　八・五
内アンモニア性窒素　七・五
燐酸全量　六・〇
内可溶性燐酸　五・〇
内水溶性燐酸　四・五
加里全量　四・四
内水溶性加里　四・八
生第一八九一号　和歌山県標準配合肥料麦第三号
窒素全量　五・〇
内アンモニア性窒素　四・〇
燐酸全量　七・〇
内可溶性燐酸　五・〇
内水溶性燐酸　五・〇
加里全量　五・六
内水溶性加里　四・〇
生第一八九二号　和歌山県標準配合肥料柑橘第一号
窒素全量　七・五
内アンモニア性窒素　四・〇
燐酸全量　一一・〇
内可溶性燐酸　一一・三
内水溶性燐酸　四・八
加里全量　四・一
内水溶性加里　四・六
生第一八九三号　和歌山県標準配合肥料柑橘第二号
窒素全量　八・〇
内アンモニア性窒素　四・〇
燐酸全量　五・一
内可溶性燐酸　一一・五
内水溶性燐酸　四・二
加里全量　四・八
内水溶性加里　四・九

生第一八八八号　富山県高岡市吉久五八四　荻布与三次郎
生第一八八九号　大阪府堺市土師町一〇一二番地大阪化学肥料株式会社　樋口製肥所　取締役社長　樋口正雄
生第一八九〇号　香川県坂出市坂出町一七七六番地　東洋物産株式会社　専務取締役　国時　裕
生第一八九一号　富山県富山市西宋広町四二九五番地　九鬼紋十郎
生第一八九二号　茨城県稲敷郡馴柴村大字佐貫七二七番地　昭和肥料株式会社　取締役社長　高橋二三郎
生第一八九三号　福岡県門司市大字門司一一一四番地の四　鍋島物産株式会社　代表取締役　鍋島良太郎
生第一八九四号　福島県田村郡常葉町大字常葉字荒町五八八　常葉管内たばこ耕作組合連合会　会長代理副会長　鈴木広美
生第一八九五号　愛知県名古屋市港区稲荷町五丁目二番地　加藤季彦

◎運輸省告示第六十八号

郵便物送達条例施行規則（昭和二十四年逓信省令第二百八十四号）による郵便物送料金の最低を次のように定める。

昭和二十七年三月十八日

運輸大臣　村上　義一

1. 日本国内航路　一、郵便車による郵便物を送達する場合

一車一キロメートルにつき　大五円

2. 鉄道及び自動車運送事業による郵便物送達　一、郵便車による郵便物の運送料金の基準

一日航路の場合	一、八〇〇円
一日航路の場合	二、八〇〇円
一日三航路の場合	四、九〇〇円
一日二航路の場合	九、三〇〇円

二、海路、湖沼、河川、運河、用水路　一、郵便車による郵便物の運送料金の基準

一日航路の場合	一、八〇〇円
一日三航路の場合	四、九〇〇円
一日二航路の場合	九、三〇〇円

3. 航空機　一、郵便車による郵便物の運送料金の基準

一日五航路の場合	二、八〇〇円

◎郵気通信者告示第十六号

電気通信法（昭和二十五年法律第二百四十五号）第二十七條第四項の規定により、日本電信電話公社の郵便電話料金を次のとおりとする。

昭和二十七年三月一日

住　所　東京都渋谷区神宮前一丁目一〇番地

名　称　逓信大臣　村上　義一

郵便電話料金

一分間	一〇円

◎運輸省告示第七十号

中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第六十一條の規定により、倉庫証券の発行を次のように許可した。

昭和二十七年三月十八日

運輸大臣　村上　義一

番号	名称	住所
第一	東京倉庫株式会社	東京都中央区日本橋室町二丁目二番地
第二	大阪倉庫株式会社	大阪市北区梅田町一番地
第三	名古屋倉庫株式会社	愛知県名古屋市中区栄町二丁目一番地
第四	神戸倉庫株式会社	兵庫県神戸市中央区港島中町一丁目一番地
第五	横浜倉庫株式会社	神奈川県横浜市中区山下町一番地

◎郵気通信者告示第十五号

郵便電話料金表

一分間	一〇円

◎郵気通信者告示第十四号

郵便電話料金表

一分間	一〇円

◎郵気通信者告示第十三号

郵便電話料金表

一分間	一〇円

◎郵気通信者告示第十二号

郵便電話料金表

一分間	一〇円

◎郵気通信者告示第十一号

郵便電話料金表

一分間	一〇円

◎郵気通信者告示第十号

郵便電話料金表

一分間	一〇円

◎郵気通信者告示第九号

郵便電話料金表

一分間	一〇円

◎郵気通信者告示第八号

郵便電話料金表

一分間	一〇円

◎郵気通信者告示第七号

郵便電話料金表

一分間	一〇円

◎郵気通信者告示第六号

郵便電話料金表

一分間	一〇円

◎郵気通信者告示第五号

郵便電話料金表

一分間	一〇円

◎郵気通信者告示第四号

郵便電話料金表

一分間	一〇円

◎郵気通信者告示第三号

郵便電話料金表

一分間	一〇円

◎郵気通信者告示第二号

郵便電話料金表

一分間	一〇円

◎郵気通信者告示第一号

郵便電話料金表

一分間	一〇円

第一種郵便物料金表

区分	料金
第一類	一八円
第二類	一六円
第三類	一四円
第四類	一二円
第五類	一〇円
第六類	八円
第七類	六円
第八類	四円
第九類	二円
第十類	一円

第二種郵便物料金表

区分	料金
第一類	一八円
第二類	一六円
第三類	一四円
第四類	一二円
第五類	一〇円
第六類	八円
第七類	六円
第八類	四円
第九類	二円
第十類	一円

第三種郵便物料金表

区分	料金
第一類	一八円
第二類	一六円
第三類	一四円
第四類	一二円
第五類	一〇円
第六類	八円
第七類	六円
第八類	四円
第九類	二円
第十類	一円

第四種郵便物料金表

区分	料金
第一類	一八円
第二類	一六円
第三類	一四円
第四類	一二円
第五類	一〇円
第六類	八円
第七類	六円
第八類	四円
第九類	二円
第十類	一円

第五種郵便物料金表

区分	料金
第一類	一八円
第二類	一六円
第三類	一四円
第四類	一二円
第五類	一〇円
第六類	八円
第七類	六円
第八類	四円
第九類	二円
第十類	一円

第六種郵便物料金表

区分	料金
第一類	一八円
第二類	一六円
第三類	一四円
第四類	一二円
第五類	一〇円
第六類	八円
第七類	六円
第八類	四円
第九類	二円
第十類	一円

第七種郵便物料金表

区分	料金
第一類	一八円
第二類	一六円
第三類	一四円
第四類	一二円
第五類	一〇円
第六類	八円
第七類	六円
第八類	四円
第九類	二円
第十類	一円

第八種郵便物料金表

区分	料金
第一類	一八円
第二類	一六円
第三類	一四円
第四類	一二円
第五類	一〇円
第六類	八円
第七類	六円
第八類	四円
第九類	二円
第十類	一円

第九種郵便物料金表

区分	料金
第一類	一八円
第二類	一六円
第三類	一四円
第四類	一二円
第五類	一〇円
第六類	八円
第七類	六円
第八類	四円
第九類	二円
第十類	一円

第十種郵便物料金表

区分	料金
第一類	一八円
第二類	一六円
第三類	一四円
第四類	一二円
第五類	一〇円
第六類	八円
第七類	六円
第八類	四円
第九類	二円
第十類	一円

第一類

から、次の地方電気通信取扱局を設置した。

昭和二十七年三月十八日

電気通信大臣　佐藤　栄作

地方電気通信取扱局名称	位置	管理所	所轄地方機関
松本電話中継所	松本市	長野県長野市長野信越通信局	通信部

◉**山形県告示（保指）第一号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五條第一項及び第四十條第一項に基く森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第二條の規定により次の森林を保安林に指定する。

昭和二十七年三月十八日

山形県知事　村山　道雄

山形県飽海郡西遊佐村大字藤崎字坂ノ上三ノ一、三ノ一、四ノ一、四ノ三、四ノ五、四ノ八、四ノ九、四ノ一一から四ノ二二まで、四ノ二四、五ノ一、六、七ノ一、七ノ二、八、一二ノ一から一二ノ五まで、一二ノ七、一二ノ八、一二ノ一〇から一二ノ一二まで、一二ノ一四、一二ノ一六から一二ノ一九まで、一三ノ一、一三ノ三、一四ノ一から一四ノ三まで、一六、一五、二四、二六ノ一、二六ノ三から二六ノ八まで、二七ノ三、三七ノ四、二八ノ一から二八ノ三まで、二八ノ五、二八ノ六、二八ノ八、二八ノ九、二八ノ一一、二八ノ一二、三〇ノ一、三〇ノ三、三〇ノ四、三一ノ一、三一ノ二、三一ノ四、三二ノ五、三二ノ七、三二ノ八、三二ノ一〇から三二ノ一五まで、三二ノ一八、三二ノ二〇、三八ノ一、三九ノ一、三九ノ二、四〇ノ一、四〇ノ二、四一ノ一、四一ノ二、四一ノ四、四一ノ五、四二ノ一、四一ノ七、四二ノ三、四二ノ四、四五ノ一から四五ノ三まで、四五ノ九から四五ノ一四五ノ七まで、四五ノ一、四六ノ三から四六ノ五まで、四七、五〇、五〇ノ二、五一ノ一、五一ノ二、五一ノ四、五二ノ一、五二ノ三、五二ノ四、字家ノ上一、六六ノ三、一六八ノ一から一六七ノ四まで、一六八ノ一から一六八ノ三まで、一七三ノ一、一七三ノ三から一七三ノ五まで、一七四ノ一から一七四ノ三まで、一七九ノ一、一七九ノ三から一七九ノ五まで、一八〇ノ三から一八〇ノ六まで、一八一ノ一、一八一ノ二、一八二ノ一、一八三、一八四ノ一、一八四ノ二、一八五ノ一、一八五ノ二、一八六、一九三ノ二から一九三ノ五まで、一九三ノ七、一九三ノ八、一九四ノ一、一九四ノ二、一九五ノ一、一九五ノ三、一九六ノ一、一九六ノ三、一九七ノ一、一九七ノ三、一九七ノ四、二〇九ノ二、二一〇ノ一、二一〇ノ三、二一一ノ一、二一一ノ三、二一二ノ一、二一二ノ二、二一三ノ一、二一三ノ二、二一八ノ一、二一八ノ三、二二〇ノ一、二二〇ノ三、二二一ノ一、二二一ノ内一、二二一ノ七、二二二ノ一、二二二ノ内一、二二三ノ一、二二四ノ一、二二四ノ二、二二四ノ四まで、二二五ノ一、二二五ノ二、二二五ノ内七、二二五ノ九、二二五ノ一一から二二五ノ一六、二二五ノ二一、二二五ノ内三、二二五ノ内五、二二五ノ内七、二二五ノ一一、二二五ノ一五、二二五ノ一八、二二五ノ二〇、二二五ノ二二、二二五ノ二四、二二五ノ二六、二二五ノ二八、二二五ノ三〇、二二五ノ三二、二二五ノ三四、二二五ノ三六、二二五ノ三八、二二五ノ四〇、二二五ノ四二、二二五ノ四四、二二五ノ四六、二二五ノ四八、二二五ノ五〇、二二五ノ五二、二二五ノ五四、二二五ノ五六、二二五ノ五八、二二五ノ六〇、二二五ノ六二、二二五ノ六四、二二五ノ六六、二二五ノ六八、二二五ノ七〇、二二五ノ七二、二二五ノ七四、二二五ノ七六、二二五ノ七八、二二五ノ八〇、二二五ノ八二、二二五ノ八四、二二五ノ八六、二二五ノ八八、二二五ノ九〇、二二五ノ九二、二二五ノ九四、二二五ノ九六、二二五ノ九八、二二五ノ一〇〇、二二五ノ一〇二、二二五ノ一〇四、二二五ノ一〇六、二二五ノ一〇八、二二五ノ一一〇、二二五ノ一一二、二二五ノ一一四、二二五ノ一一六、二二五ノ一一八、二二五ノ一二〇、二二五ノ一二二、二二五ノ一二四、二二五ノ一二六、二二五ノ一二八、二二五ノ一三〇、二二五ノ一三二、二二五ノ一三四、二二五ノ一三六、二二五ノ一三八、二二五ノ一四〇、二二五ノ一四二、二二五ノ一四四、二二五ノ一四六、二二五ノ一四八、二二五ノ一五〇、二二五ノ一五二、二二五ノ一五四、二二五ノ一五六、二二五ノ一五八、二二五ノ一六〇、二二五ノ一六二、二二五ノ一六四、二二五ノ一六六、二二五ノ一六八、二二五ノ一七〇、二二五ノ一七二、二二五ノ一七四、二二五ノ一七六、二二五ノ一七八、二二五ノ一八〇、二二五ノ一八二、二二五ノ一八四、二二五ノ一八六、二二五ノ一八八、二二五ノ一九〇、二二五ノ一九二、二二五ノ一九四、二二五ノ一九六、二二五ノ一九八、二二五ノ二〇〇、二二五ノ二〇二、二二五ノ二〇四、二二五ノ二〇六、二二五ノ二〇八、二二五ノ二一〇、二二五ノ二一二、二二五ノ二一四、二二五ノ二一六、二二五ノ二一八、二二五ノ二二〇、二二五ノ二二二、二二五ノ二二四、二二五ノ二二六、二二五ノ二二八、二二五ノ二三〇、二二五ノ二三二、二二五ノ二三四、二二五ノ二三六、二二五ノ二三八、二二五ノ二四〇、二二五ノ二四二、二二五ノ二四四、二二五ノ二四六、二二五ノ二四八、二二五ノ二五〇、二二五ノ二五二、二二五ノ二五四、二二五ノ二五六、二二五ノ二五八、二二五ノ二六〇、二二五ノ二六二、二二五ノ二六四、二二五ノ二六六、二二五ノ二六八、二二五ノ二七〇、二二五ノ二七二、二二五ノ二七四、二二五ノ二七六、二二五ノ二七八、二二五ノ二八〇、二二五ノ二八二、二二五ノ二八四、二二五ノ二八六、二二五ノ二八八、二二五ノ二九〇、二二五ノ二九二、二二五ノ二九四、二二五ノ二九六、二二五ノ二九八、二二五ノ三〇〇、二二五ノ三〇二、二二五ノ三〇四、二二五ノ三〇六、二二五ノ三〇八、二二五ノ三一〇、二二五ノ三一二、二二五ノ三一四、二二五ノ三一六、二二五ノ三一八、二二五ノ三二〇、二二五ノ三二二、二二五ノ三二四、二二五ノ三二六、二二五ノ三二八、二二五ノ三三〇、二二五ノ三三二、二二五ノ三三四、二二五ノ三三六、二二五ノ三三八、二二五ノ三四〇、二二五ノ三四二、二二五ノ三四四、二二五ノ三四六、二二五ノ三四八、二二五ノ三五〇、二二五ノ三五二、二二五ノ三五四、二二五ノ三五六、二二五ノ三五八、二二五ノ三六〇、二二五ノ三六二、二二五ノ三六四、二二五ノ三六六、二二五ノ三六八、二二五ノ三七〇、二二五ノ三七二、二二五ノ三七四、二二五ノ三七六、二二五ノ三七八、二二五ノ三八〇、二二五ノ三八二、二二五ノ三八四、二二五ノ三八六、二二五ノ三八八、二二五ノ三九〇、二二五ノ三九二、二二五ノ三九四、二二五ノ三九六、二二五ノ三九八、二二五ノ四〇〇、二二五ノ四〇二、二二五ノ四〇四、二二五ノ四〇六、二二五ノ四〇八、二二五ノ四一〇、二二五ノ四一二、二二五ノ四一四、二二五ノ四一六、二二五ノ四一八、二二五ノ四二〇、二二五ノ四二二、二二五ノ四二四、二二五ノ四二六、二二五ノ四二八、二二五ノ四三〇、二二五ノ四三二、二二五ノ四三四、二二五ノ四三六、二二五ノ四三八、二二五ノ四四〇、二二五ノ四四二、二二五ノ四四四、二二五ノ四四六、二二五ノ四四八、二二五ノ四五〇、二二五ノ四五二、二二五ノ四五四、二二五ノ四五六、二二五ノ四五八、二二五ノ四六〇、二二五ノ四六二、二二五ノ四六四、二二五ノ四六六、二二五ノ四六八、二二五ノ四七〇、二二五ノ四七二、二二五ノ四七四、二二五ノ四七六、二二五ノ四七八、二二五ノ四八〇、二二五ノ四八二、二二五ノ四八四、二二五ノ四八六、二二五ノ四八八、二二五ノ四九〇、二二五ノ四九二、二二五ノ四九四、二二五ノ四九六、二二五ノ四九八、二二五ノ五〇〇、二二五ノ五〇二、二二五ノ五〇四、二二五ノ五〇六、二二五ノ五〇八、二二五ノ五一〇、二二五ノ五一二、二二五ノ五一四、二二五ノ五一六、二二五ノ五一八、二二五ノ五二〇、二二五ノ五二二、二二五ノ五二四、二二五ノ五二六、二二五ノ五二八、二二五ノ五三〇、二二五ノ五三二、二二五ノ五三四、二二五ノ五三六、二二五ノ五三八、二二五ノ五四〇、二二五ノ五四二、二二五ノ五四四、二二五ノ五四六、二二五ノ五四八、二二五ノ五五〇、二二五ノ五五二、二二五ノ五五四、二二五ノ五五六、二二五ノ五五八、二二五ノ五六〇、二二五ノ五六二、二二五ノ五六四、二二五ノ五六六、二二五ノ五六八、二二五ノ五七〇、二二五ノ五七二、二二五ノ五七四、二二五ノ五七六、二二五ノ五七八、二二五ノ五八〇、二二五ノ五八二、二二五ノ五八四、二二五ノ五八六、二二五ノ五八八、二二五ノ五九〇、二二五ノ五九二、二二五ノ五九四、二二五ノ五九六、二二五ノ五九八、二二五ノ六〇〇、二二五ノ六〇二、二二五ノ六〇四、二二五ノ六〇六、二二五ノ六〇八、二二五ノ六一〇、二二五ノ六一二、二二五ノ六一四、二二五ノ六一六、二二五ノ六一八、二二五ノ六二〇、二二五ノ六二二、二二五ノ六二四、二二五ノ六二六、二二五ノ六二八、二二五ノ六三〇、二二五ノ六三二、二二五ノ六三四、二二五ノ六三六、二二五ノ六三八、二二五ノ六四〇、二二五ノ六四二、二二五ノ六四四、二二五ノ六四六、二二五ノ六四八、二二五ノ六五〇、二二五ノ六五二、二二五ノ六五四、二二五ノ六五六、二二五ノ六五八、二二五ノ六六〇、二二五ノ六六二、二二五ノ六六四、二二五ノ六六六、二二五ノ六六八、二二五ノ六七〇、二二五ノ六七二、二二五ノ六七四、二二五ノ六七六、二二五ノ六七八、二二五ノ六八〇、二二五ノ六八二、二二五ノ六八四、二二五ノ六八六、二二五ノ六八八、二二五ノ六九〇、二二五ノ六九二、二二五ノ六九四、二二五ノ六九六、二二五ノ六九八、二二五ノ七〇〇、二二五ノ七〇二、二二五ノ七〇四、二二五ノ七〇六、二二五ノ七〇八、二二五ノ七一〇、二二五ノ七一二、二二五ノ七一四、二二五ノ七一六、二二五ノ七一八、二二五ノ七二〇、二二五ノ七二二、二二五ノ七二四、二二五ノ七二六、二二五ノ七二八、二二五ノ七三〇、二二五ノ七三二、二二五ノ七三四、二二五ノ七三六、二二五ノ七三八、二二五ノ七四〇、二二五ノ七四二、二二五ノ七四四、二二五ノ七四六、二二五ノ七四八、二二五ノ七五〇、二二五ノ七五二、二二五ノ七五四、二二五ノ七五六、二二五ノ七五八、二二五ノ七六〇、二二五ノ七六二、二二五ノ七六四、二二五ノ七六六、二二五ノ七六八、二二五ノ七七〇、二二五ノ七七二、二二五ノ七七四、二二五ノ七七六、二二五ノ七七八、二二五ノ七八〇、二二五ノ七八二、二二五ノ七八四、二二五ノ七八六、二二五ノ七八八、二二五ノ七九〇、二二五ノ七九二、二二五ノ七九四、二二五ノ七九六、二二五ノ七九八、二二五ノ八〇〇、二二五ノ八〇二、二二五ノ八〇四、二二五ノ八〇六、二二五ノ八〇八、二二五ノ八一〇、二二五ノ八一二、二二五ノ八一四、二二五ノ八一六、二二五ノ八一八、二二五ノ八二〇、二二五ノ八二二、二二五ノ八二四、二二五ノ八二六、二二五ノ八二八、二二五ノ八三〇、二二五ノ八三二、二二五ノ八三四、二二五ノ八三六、二二五ノ八三八、二二五ノ八四〇、二二五ノ八四二、二二五ノ八四四、二二五ノ八四六、二二五ノ八四八、二二五ノ八五〇、二二五ノ八五二、二二五ノ八五四、二二五ノ八五六、二二五ノ八五八、二二五ノ八六〇、二二五ノ八六二、二二五ノ八六四、二二五ノ八六六、二二五ノ八六八、二二五ノ八七〇、二二五ノ八七二、二二五ノ八七四、二二五ノ八七六、二二五ノ八七八、二二五ノ八八〇、二二五ノ八八二、二二五ノ八八四、二二五ノ八八六、二二五ノ八八八、二二五ノ八九〇、二二五ノ八九二、二二五ノ八九四、二二五ノ八九六、二二五ノ八九八、二二五ノ九〇〇、二二五ノ九〇二、二二五ノ九〇四、二二五ノ九〇六、二二五ノ九〇八、二二五ノ九一〇、二二五ノ九一二、二二五ノ九一四、二二五ノ九一六、二二五ノ九一八、二二五ノ九二〇、二二五ノ九二二、二二五ノ九二四、二二五ノ九二六、二二五ノ九二八、二二五ノ九三〇、二二五ノ九三二、二二五ノ九三四、二二五ノ九三六、二二五ノ九三八、二二五ノ九四〇、二二五ノ九四二、二二五ノ九四四、二二五ノ九四六、二二五ノ九四八、二二五ノ九五〇、二二五ノ九五二、二二五ノ九五四、二二五ノ九五六、二二五ノ九五八、二二五ノ九六〇、二二五ノ九六二、二二五ノ九六四、二二五ノ九六六、二二五ノ九六八、二二五ノ九七〇、二二五ノ九七二、二二五ノ九七四、二二五ノ九七六、二二五ノ九七八、二二五ノ九八〇、二二五ノ九八二、二二五ノ九八四、二二五ノ九八六、二二五ノ九八八、二二五ノ九九〇、二二五ノ九九二、二二五ノ九九四、二二五ノ九九六、二二五ノ九九八、二二五ノ一〇〇〇、二二五ノ一〇〇二、二二五ノ一〇〇四、二二五ノ一〇〇六、二二五ノ一〇〇八、二二五ノ一〇一〇、二二五ノ一〇一二、二二五ノ一〇一四、二二五ノ一〇一六、二二五ノ一〇一八、二二五ノ一〇二〇、二二五ノ一〇二二、二二五ノ一〇二四、二二五ノ一〇二六、二二五ノ一〇二八、二二五ノ一〇三〇、二二五ノ一〇三二、二二五ノ一〇三四、二二五ノ一〇三六、二二五ノ一〇三八、二二五ノ一〇四〇、二二五ノ一〇四二、二二五ノ一〇四四、二二五ノ一〇四六、二二五ノ一〇四八、二二五ノ一〇五〇、二二五ノ一〇五二、二二五ノ一〇五四、二二五ノ一〇五六、二二五ノ一〇五八、二二五ノ一〇六〇、二二五ノ一〇六二、二二五ノ一〇六四、二二五ノ一〇六六、二二五ノ一〇六八、二二五ノ一〇七〇、二二五ノ一〇七二、二二五ノ一〇七四、二二五ノ一〇七六、二二五ノ一〇七八、二二五ノ一〇八〇、二二五ノ一〇八二、二二五ノ一〇八四、二二五ノ一〇八六、二二五ノ一〇八八、二二五ノ一〇九〇、二二五ノ一〇九二、二二五ノ一〇九四、二二五ノ一〇九六、二二五ノ一〇九八、二二五ノ一一〇〇、二二五ノ一一〇二、二二五ノ一一〇四、二二五ノ一一〇六、二二五ノ一一〇八、二二五ノ一一一〇、二二五ノ一一一二、二二五ノ一一一四、二二五ノ一一一六、二二五ノ一一一八、二二五ノ一一二〇、二二五ノ一一二二、二二五ノ一一二四、二二五ノ一一二六、二二五ノ一一二八、二二五ノ一一三〇、二二五ノ一一三二、二二五ノ一一三四、二二五ノ一一三六、二二五ノ一一三八、二二五ノ一一四〇、二二五ノ一一四二、二二五ノ一一四四、二二五ノ一一四六、二二五ノ一一四八、二二五ノ一一五〇、二二五ノ一一五二、二二五ノ一一五四、二二五ノ一一五六、二二五ノ一一五八、二二五ノ一一六〇、二二五ノ一一六二、二二五ノ一一六四、二二五ノ一一六六、二二五ノ一一六八、二二五ノ一一七〇、二二五ノ一一七二、二二五ノ一一七四、二二五ノ一一七六、二二五ノ一一七八、二二五ノ一一八〇、二二五ノ一一八二、二二五ノ一一八四、二二五ノ一一八六、二二五ノ一一八八、二二五ノ一一九〇、二二五ノ一一九二、二二五ノ一一九四、二二五ノ一一九六、二二五ノ一一九八、二二五ノ一二〇〇、二二五ノ一二〇二、二二五ノ一二〇四、二二五ノ一二〇六、二二五ノ一二〇八、二二五ノ一二一〇、二二五ノ一二一二、二二五ノ一二一四、二二五ノ一二一六、二二五ノ一二一八、二二五ノ一二二〇、二二五ノ一二二二、二二五ノ一二二四、二二五ノ一二二六、二二五ノ一二二八、二二五ノ一二三〇、二二五ノ一二三二、二二五ノ一二三四、二二五ノ一二三六、二二五ノ一二三八、二二五ノ一二四〇、二二五ノ一二四二、二二五ノ一二四四、二二五ノ一二四六、二二五ノ一二四八、二二五ノ一二五〇、二二五ノ一二五二、二二五ノ一二五四、二二五ノ一二五六、二二五ノ一二五八、二二五ノ一二六〇、二二五ノ一二六二、二二五ノ一二六四、二二五ノ一二六六、二二五ノ一二六八、二二五ノ一二七〇、二二五ノ一二七二、二二五ノ一二七四、二二五ノ一二七六、二二五ノ一二七八、二二五ノ一二八〇、二二五ノ一二八二、二二五ノ一二八四、二二五ノ一二八六、二二五ノ一二八八、二二五ノ一二九〇、二二五ノ一二九二、二二五ノ一二九四、二二五ノ一二九六、二二五ノ一二九八、二二五ノ一三〇〇、二二五ノ一三〇二、二二五ノ一三〇四、二二五ノ一三〇六、二二五ノ一三〇八、二二五ノ一三一〇、二二五ノ一三一二、二二五ノ一三一四、二二五ノ一三一六、二二五ノ一三一八、二二五ノ一三二〇、二二五ノ一三二二、二二五ノ一三二四、二二五ノ一三二六、二二五ノ一三二八、二二五ノ一三三〇、二二五ノ一三三二、二二五ノ一三三四、二二五ノ一三三六、二二五ノ一三三八、二二五ノ一三四〇、二二五ノ一三四二、二二五ノ一三四四、二二五ノ一三四六、二二五ノ一三四八、二二五ノ一三五〇、二二五ノ一三五二、二二五ノ一三五四、二二五ノ一三五六、二二五ノ一三五八、二二五ノ一三六〇、二二五ノ一三六二、二二五ノ一三六四、二二五ノ一三六六、二二五ノ一三六八、二二五ノ一三七〇、二二五ノ一三七二、二二五ノ一三七四、二二五ノ一三七六、二二五ノ一三七八、二二五ノ一三八〇、二二五ノ一三八二、二二五ノ一三八四、二二五ノ一三八六、二二五ノ一三八八、二二五ノ一三九〇、二二五ノ一三九二、二二五ノ一三九四、二二五ノ一三九六、二二五ノ一三九八、二二五ノ一四〇〇、二二五ノ一四〇二、二二五ノ一四〇四、二二五ノ一四〇六、二二五ノ一四〇八、二二五ノ一四一〇、二二五ノ一四一二、二二五ノ一四一四、二二五ノ一四一六、二二五ノ一四一八、二二五ノ一四二〇、二二五ノ一四二二、二二五ノ一四二四、二二五ノ一四二六、二二五ノ一四二八、二二五ノ一四三〇、二二五ノ一四三二、二二五ノ一四三四、二二五ノ一四三六、二二五ノ一四三八、二二五ノ一四四〇、二二五ノ一四四二、二二五ノ一四四四、二二五ノ一四四六、二二五ノ一四四八、二二五ノ一四五〇、二二五ノ一四五二、二二五ノ一四五四、二二五ノ一四五六、二二五ノ一四五八、二二五ノ一四六〇、二二五ノ一四六二、二二五ノ一四六四、二二五ノ一四六六、二二五ノ一四六八、二二五ノ一四七〇、二二五ノ一四七二、二二五ノ一四七四、二二五ノ一四七六、二二五ノ一四七八、二二五ノ一四八〇、二二五ノ一四八二、二二五ノ一四八四、二二五ノ一四八六、二二五ノ一四八八、二二五ノ一四九〇、二二五ノ一四九二、二二五ノ一四九四、二二五ノ一四九六、二二五ノ一四九八、二二五ノ一五〇〇、二二五ノ一五〇二、二二五ノ一五〇四、二二五ノ一五〇六、二二五ノ一五〇八、二二五ノ一五一〇、二二五ノ一五一二、二二五ノ一五一四、二二五ノ一五一六、二二五ノ一五一八、二二五ノ一五二〇、二二五ノ一五二二、二二五ノ一五二四、二二五ノ一五二六、二二五ノ一五二八、二二五ノ一五三〇、二二五ノ一五三二、二二五ノ一五三四、二二五ノ一五三六、二二五ノ一五三八、二二五ノ一五四〇、二二五ノ一五四二、二二五ノ一五四四、二二五ノ一五四六、二二五ノ一五四八、二二五ノ一五五〇、二二五ノ一五五二、二二五ノ一五五四、二二五ノ一五五六、二二五ノ一五五八、二二五ノ一五六〇、二二五ノ一五六二、二二五ノ一五六四、二二五ノ一五六六、二二五ノ一五六八、二二五ノ一五七〇、二二五ノ一五七二、二二五ノ一五七四、二二五ノ一五七六、二二五ノ一五七八、二二五ノ一五八〇、二二五ノ一五八二、二二五ノ一五八四、二二五ノ一五八六、二二五ノ一五八八、二二五ノ一五九〇、二二五ノ一五九二、二二五ノ一五九四、二二五ノ一五九六、二二五ノ一五九八、二二五ノ一六〇〇、二二五ノ一六〇二、二二五ノ一六〇四、二二五ノ一六〇六、二二五ノ一六〇八、二二五ノ一六一〇、二二五ノ一六一二、二二五ノ一六一四、二二五ノ一六一六、二二五ノ一六一八、二二五ノ一六二〇、二二五ノ一六二二、二二五ノ一六二四、二二五ノ一六二六、二二五ノ一六二八、二二五ノ一六三〇、二二五ノ一六三二、二二五ノ一六三四、二二五ノ一六三六、二二五ノ一六三八、二二五ノ一六四〇、二二五ノ一六四二、二二五ノ一六四四、二二五ノ一六四六、二二五ノ一六四八、二二五ノ一六五〇、二二五ノ一六五二、二二五ノ一六五四、二二五ノ一六五六、二二五ノ一六五八、二二五ノ一六六〇、二二五ノ一六六二、二二五ノ一六六四、二二五ノ一六六六、二二五ノ一六六八、二二五ノ一六七〇、二二五ノ一六七二、二二五ノ一六七四、二二五ノ一六七六、二二五ノ一六七八、二二五ノ一六八〇、二二五ノ一六八二、二二五ノ一六八四、二二五ノ一六八六、二二五ノ一六八八、二二五ノ一六九〇、二二五ノ一六九二、二二五ノ一六九四、二二五ノ一六九六、二二五ノ一六九八、二二五ノ一七〇〇、二二五ノ一七〇二、二二五ノ一七〇四、二二五ノ一七〇六、二二五ノ一七〇八、二二五ノ一七一〇、二二五ノ一七一二、二二五ノ一七一四、二二五ノ一七一六、二二五ノ一七一八、二二五ノ一七二〇、二二五ノ一七二二、二二五ノ一七二四、二二五ノ一七二六、二二五ノ一七二八、二二五ノ一七三〇、二二五ノ一七三二、二二五ノ一七三四、二二五ノ一七三六、二二五ノ一七三八、二二五ノ一七四〇、二二五ノ一七四二、二二五ノ一七四四、二二五ノ一七四六、二二五ノ一七四八、二二五ノ一七五〇、二二五ノ一七五二、二二五ノ一七五四、二二五ノ一七五六、二二五ノ一七五八、二二五ノ一七六〇、二二五ノ一七六二、二二五ノ一七六四、二二五ノ一七六六、二二五ノ一七六八、二二五ノ一七七〇、二二五ノ一七七二、二二五ノ一七七四、二二五ノ一七七六、二二五ノ一七七八、二二五ノ一七八〇、二二五ノ一七八二、二二五ノ一七八四、二二五ノ一七八六、二二五ノ一七八八、二二五ノ一七九〇、二二五ノ一七九二、二二五ノ一七九四、二二五ノ一七九六、二二五ノ一七九八、二二五ノ一八〇〇、二二五ノ一八〇二、二二五ノ一八〇四、二二五ノ一八〇六、二二五ノ一八〇八、二二五ノ一八一〇、二二五ノ一八一二、二二五ノ一八一四、二二五ノ一八一六、二二五ノ一八一八、二二五ノ一八二〇、二二五ノ一八二二、二二五ノ一八二四、二二五ノ一八二六、二二五ノ一八二八、二二五ノ一八三〇、二二五ノ一八三二、二二五ノ一八三四、二二五ノ一八三六、二二五ノ一八三八、二二五ノ一八四〇、二二五ノ一八四二、二二五ノ一八四四、二二五ノ一八四六、二二五ノ一八四八、二二五ノ一八五〇、二二五ノ一八五二、二二五ノ一八五四、二二五ノ一八五六、二二五ノ一八五八、二二五ノ一八六〇、二二五ノ一八六二、二二五ノ一八六四、二二五ノ一八六六、二二五ノ一八六八、二二五ノ一八七〇、二二五ノ一八七二、二二五ノ一八七四、二二五ノ一八七六、二二五ノ一八七八、二二五ノ一八八〇、二二五ノ一八八二、二二五ノ一八八四、二二五ノ一八八六、二二五ノ一八八八、二二五ノ一九〇〇、二二五ノ一九〇二、二二五ノ一九〇四、二二五ノ一九〇六、二二五ノ一九〇八、二二五ノ一九一〇、二二五ノ一九一二、二二五ノ一九一四、二二五ノ一九一六、二二五ノ一九一八、二二五ノ一九二〇、二二五ノ一九二二、二二五ノ一九二四、二二五ノ一九二六、二二五ノ一九二八、二二五ノ一九三〇、二二五ノ一九三二、二二五ノ一九三四、二二五ノ一九三六、二二五ノ一九三八、二二五ノ一九四〇、二二五ノ一九四二、二二五ノ一九四四、二二五ノ一九四六、二二五ノ一九四八、二二五ノ一九五〇、二二五ノ一九五二、二二五ノ一九五四、二二五ノ一九五六、二二五ノ一九五八、二二五ノ一九六〇、二二五ノ一九六二、二二五ノ一九六四、二二五ノ一九六六、二二五ノ一九六八、二二五ノ一九七〇、二二五ノ一九七二、二二五ノ一九七四、二二五ノ一九七六、二二五ノ一九七八、二二五ノ一九八〇、二二五ノ一九八二、二二五ノ一九八四、二二五ノ一九八六、二二五ノ一九八八、二二五ノ二〇〇〇、二二五ノ二〇〇二、二二五ノ二〇〇四、二二五ノ二〇〇六、二二五ノ二〇〇八、二二五ノ二〇一〇、二二五ノ二〇一二、二二五ノ二〇一四、二二五ノ二〇一六、二二五ノ二〇一八、二二五ノ二〇二〇、二二五ノ二〇二二、二二五ノ二〇二四、二二五ノ二〇二六、二二五ノ二〇二八、二二五ノ二〇三〇、二二五ノ二〇三二、二二五ノ二〇三四、二二五ノ二〇三六、二二五ノ二〇三八、二二五ノ二〇四〇、二二五ノ二〇四二、二二五ノ二〇四四、二二五ノ二〇四六、二二五ノ二〇四八、二二五ノ二〇五〇、二二五ノ二〇五二、二二五ノ二〇五四、二二五ノ二〇五六、二二五ノ二〇五八、二二五ノ二〇六〇、二二五ノ二〇六二、二二五ノ二〇六四、二二五ノ二〇六六、二二五ノ二〇六八、二二五ノ二〇七〇、二二五ノ二〇七二、二二五ノ二〇七四、二二五ノ二〇七六、二二五ノ二〇七八、二二五ノ二〇八〇、二二五ノ二〇八二、二二五ノ二〇八四、二二五ノ二〇八六、二二五ノ二〇八八、二二五ノ二〇九〇、二二五ノ二〇九二、二二五ノ二〇九四、二二五ノ二〇九六、二二五ノ二〇九八、二二五ノ二一〇〇、二二五ノ二一〇二、二二五ノ二一〇四、二二五ノ二一〇六、二二五ノ二一〇八、二二五ノ二一一〇、二二五ノ二一一二、二二五ノ二一一四、二二五ノ二一一六、二二五ノ二一一八、二二五ノ二一二〇、二二五ノ二一二二、二二五ノ二一二四、二二五ノ二一二六、二二五ノ二一二八、二二五ノ二一三〇、二二五ノ二一三二、二二五ノ二一三四、二二五ノ二一三六、二二五ノ二一三八、二二五ノ二一四〇、二二五ノ二一四二、二二五ノ二一四四、二二五ノ二一四六、二二五ノ二一四八、二二五ノ二一五〇、二二五ノ二一五二、二二五ノ二一五四、二二五ノ二一五六、二二五ノ二一五八、二二五ノ二一六〇、二二五ノ二一六二、二二五ノ二一六四、二二五ノ二一六六、二二五ノ二一六八、二二五ノ二一七〇、二二五ノ二一七二、二二五ノ二一七四、二二五ノ二一七六、二二五ノ二一七八、二二五ノ二一八〇、二二五ノ二一八二、二二五ノ二一八四、二二五ノ二一八六、二二五ノ二一八八、二二五ノ二一九〇、二二五ノ二一九二、二二五ノ二一九四、二二五ノ二一九六、二二五ノ二一九八、二二五ノ二二〇〇、二二五ノ二二〇二、二二五ノ二二〇四、二二五ノ二二〇六、二二五ノ二二〇八、二二五ノ二二一〇、二二五ノ二二一二、二二五ノ二二一四、二二五ノ二二一六、二二五ノ二二一八、二二五ノ二二二〇、二二五ノ二二二二、二二五ノ二二二四、二二五ノ二二二六、二二五ノ二二二八、二二五ノ二二三〇、二二五ノ二二三二、二二五ノ二二三四、二二五ノ二二三六、二二五ノ二二三八、二二五ノ二二四〇、二二五ノ二二四二、二二五ノ二二四四、二二五ノ二二四六、二二五ノ二二四八、二二五ノ二二五〇、二二五ノ二二五二、二二五ノ二二五四、二二五ノ二二五六、二二五ノ二二五八、二二五ノ二二六〇、二二五ノ二二六二、二二五ノ二二六四、二二五ノ二二六六、二二五ノ二二六八、二二五ノ二二七〇、二二五ノ二二七二、二二五ノ二二七四、二二五ノ二二七六、二二五ノ二二七八、二二五ノ二二八〇、二二五ノ二二八二、二二五ノ二二八四、二二五ノ二二八六、二二五ノ二二八八、二二五ノ二二九〇、二二五ノ二二九二、二二五ノ二二九四、二二五ノ二二九六、二二五ノ二二九八、二二五ノ二三〇〇、二二五ノ二三〇二、二二五ノ二三〇四、二二五ノ二三〇六、二二五ノ二三〇八、二二五ノ二三一〇、二二五ノ二三一二、二二五ノ二三一四、二二五ノ二三一六、二二五ノ二三一八、二二五ノ二三二〇、二二五ノ二三二二、二二五ノ二三二四、二二五ノ二三二六、二二五ノ二三二八、二二五ノ二三三〇、二二五ノ二三三二、二二五ノ二三三四、二二五ノ二三三六、二二五ノ二三三八、二二五ノ二三四〇、二二五ノ二三四二、二二五ノ二三四四、二二五ノ二三四六、二二五ノ二三四八、二二五ノ二三五〇、二二五ノ二三五二、二二五ノ二三五四、二二五ノ二三五六、二二五ノ二三五八、二二五ノ二三六〇、二二五ノ二三六二、二二五ノ二三六四、二二五ノ二三六六、二二五ノ二三六八、二二五ノ二三七〇、二二五ノ二三七二、二二五ノ二三七四、二二五ノ二三七六、二二五ノ二三七八、二二五ノ二三八〇、二二五ノ二三八二、二二五ノ二三八四、二二五ノ二三八六、二二五ノ二三八八、二二五ノ二三九〇、二二五ノ二三九二、二二五ノ二三九四、二二五ノ二三九六、二二五ノ二三九八、二二五ノ二四〇〇、二二五ノ二四〇二、二二五ノ二四〇四、二二五ノ二四〇六、二二五ノ二四〇八、二二五ノ二四一〇、二二五ノ二四一二、二二五ノ二四一四、二二五ノ二四一六、二二五ノ二四一八、二二五ノ二四二〇、二二五ノ二四二二、二二五ノ二四二四、二二五ノ二四二六、二二五ノ二四二八、二二五ノ二四三〇、二二五ノ二四三二、二二五ノ二四三四、二二五ノ二四三六、二二五ノ二四三八、二二五ノ二四四〇、二二五ノ二四四二、二二五ノ二四四四、二二五ノ二四四六、二二五ノ二四四八、二二五ノ二四五〇、二二五ノ二四五二、二二五ノ二四五四、二二五ノ二四五六、二二五ノ二四五八、二二五ノ二四六〇、二二五ノ二四六二、二二五ノ二四六四、二二五ノ二四六六、二二五ノ二四六八、二二五ノ二四七〇、二二五ノ二四七二、二二五ノ二四七四、二二五ノ二四七六、二二五ノ二四七八、二二五ノ二四八〇、二二五ノ二四八二、二二五ノ二四八四、二二五ノ二四八六、二二五ノ二四八八、二二五ノ二四九〇、二二五ノ二四九二、二二五ノ二四九四、二二五ノ二四九六、二二五ノ二四九八、二二五ノ二五〇〇、二二五ノ二五〇二、二二五ノ二五〇四、二二五ノ二五〇六、二二五ノ二五〇八、二二五ノ二五一〇、二二五ノ二五一二、二二五ノ二五一四、二二五ノ二五一六、二二五ノ二五一八、二二五ノ二五二〇、二二五ノ二五二二、二二五ノ二五二四、二二五ノ二五二六、二二五ノ二五二八、二二五ノ二五三〇、二二五ノ二五三二、二二五ノ二五三四、二二五ノ二五三六、二二五ノ二五三八、二二五ノ二五四〇、二二五ノ二五四二、二二五ノ二五四四、二二五ノ二五四六、二二五ノ二五四八、二二五ノ二五五〇、二二五ノ二五五二、二二五ノ二五五四、二二五ノ二五五六、二二五ノ二五五八、二二五ノ二五六〇、二二五ノ二五六二、二二五ノ二五六四、二二五ノ二五六六、二二五ノ二五六八、二二五ノ二五七〇、二二五ノ二五七二、二二五ノ二五七四、二二五ノ二五七六、二二五ノ二五七八、二二五ノ二五八〇、二二五ノ二五八二、二二五ノ二五八四、二二五ノ二五八六、二二五ノ二五八八、二二五ノ二五九〇、二二五ノ二五九二、二二五ノ二五九四、二二五ノ二五九六、二二五ノ二五九八、二二五ノ二六〇〇、二二五ノ二六〇二、二二五ノ二六〇四、二二五ノ二六〇六、二二五ノ二六〇八、二二五ノ二六一〇、二二五ノ二六一二、二二五ノ二六一四、二二五ノ二六一六、二二五ノ二六一八、二二五ノ二六二〇、二二五ノ二六二二、二二五ノ二六二四、二二五ノ二六二六、二二五ノ二六二八、二二五ノ二六三〇、二二五ノ二六三二、二二五ノ二六三四、二二五ノ二六三六、二二五ノ二六三八、二二五ノ二六四〇、二二五ノ二六四二、二二五ノ二六四四、二二五ノ二六四六、二二五ノ二六四八、二二五ノ二六五〇、二二五ノ二六五二、二二五ノ二六五四、二二五ノ二六五六、二二五ノ二六五八、二二五ノ二六六〇、二二五ノ二六六二、二二五

昭27. 3. 18. 第7557号

資産再評価法の一部を改正する法律案（閣法第七一号）
通行税法の一部を改正する法律案（閣法第七二号）
災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第七三号）
大蔵委員会に付託

◉**議決通知**　三月十五日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く賠償庁関係諸命令の措置に関する法律案
ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く特別調達庁関係諸命令の廃止に関する法律案
国民貯蓄組合法の一部を改正する法律案
公庫の予算及び決算に関する法律の一部を改正する法律案
又同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。
千九百十二年一月二十三日にヘーグで、千九百二十五年二月十一日、千九百二十五年二月十九日及び千九百三十一年七月十三日ジュネーヴで、千九百三十一年十一月二十七日にパンコックで並びに千九百三十六年六月二十六日にジュネーヴで締結された麻薬に関する協定、條約及び議定書を改正する議定書並びに附属書への加入について承認を求めるの件
又同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。
真珠養殖事業法案

◉**要求書提出**　三月十五日梅原真隆外十七名から左の議案につき委員会審査省略要求書を提出した。
教育施設確保に関する決議案

◉**通知書受領**　三月十五日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く賠償庁関係諸命令の措置に関する法律
真珠養殖事業法
ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く特別調達庁関係諸命令の廃止に関する法律
国民貯蓄組合法の一部を改正する法律
公庫の予算及び決算に関する法律の一部を改正する法律
又同日衆議院議長から、国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。
千九百十二年一月二十三日にヘーグで、千九百二十五年二月十一日、千九百二十五年二月十九日及び千九百三十一年七月十三日ジュネーヴで、千九百三十一年十一月二十七日にパンコックで並びに千九百三十六年六月二十六日にジュネーヴで締結された麻薬に関する協定、條約及び議定書を改正する議定書並びに附属書への加入について承認を求めるの件

◉**報告書提出**　昭和二十六年十二月九日委員長から左の報告書を提出した。
電力問題に関する調査報告書
又三月十三日委員長から左の報告書を提出した。
ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く特別調達庁関係諸命令の廃止に関する法律案可決報告書
国民貯蓄組合法の一部を改正する法律案可決報告書
公庫の予算及び決算に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書
国立国会図書館職員定員規程の一部を改正する規程案審査報告書
国立国会図書館支部上野図書館組織規程の一部を改正する規程案審査報告書
運輸委員会請願審査報告書第二号同
特別報告第二号及び第三号
運輸委員会陳情審査報告書第二号同
特別報告第二号
又同十四日委員から左の報告書を提出した。
農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案可決報告書
昭和二十六年十月の台風による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案可決報告書

叙任及び辞令

○内　閣

◉昭和二十七年三月十五日
判事補兼簡易裁判所判事　藤原　千尋
同　簡易裁判所判事　富川　盛介
同　簡易裁判所判事兼判事補　川淵　幸雄
同　大津　浅吉
判事に任命する
簡易裁判所判事に任命する
（各通）
判事　秋山　五郎
判事補　熊佐　義里
簡易裁判所判事に兼ねて任命する

○人事院
人事院事務官　浅見　喜作
郵政省へ出向を命ずる

同　大岡　辰彌
広島地方事務所業務課長を命ずる
同　柳原・桂太
調査局監察課勤務を命ずる（以上三月十六日）

○総理府
地方技官　塚田　工
願に依り本官を免ずる（三月十五日）

○宮内庁
式部官　後藤　鎰尾
式部官長松平康昌帰朝につき式部官長事務代理を免ずる（三月十四日）

○印刷庁
大蔵技官　道上　重雄
製造部勤務を命ずる
同　三谷　劭平
彦根工場長を命ずる（以上三月十六日）

○厚生省
◉昭和二十七年三月一日
小森　栄
斎藤桂二郎
（各通）
地方事務官に任命する
厚生事務官　久下　勝次
医療審議会委員に任命する
同　安田　巌
医療審議会委員を免ずる（以上一月十六日）
同　古堅　玄信
関東信越地区駐在防疫官事務所勤務を命ずる
厚生技官　高木　四郎
十一級五号俸を給する
国立精神衛生研究所児童精神衛生部長を命ずる
同　岡田　敬蔵
十一級一号俸を給する
国立精神衛生研究所優生学部長を命ずる（以上二月一日）
厚生事務官　高橋　保義
願に依り本官を免ずる（二月十五日）
同　梅本　純正
社会局業務を免じ大臣官房総務課業務を命ずる（二月二十五日）
地方事務官　大門　茂
栃木県社会保険審査官を命ずる
同　岩見　知吉
願に依り本官を免ずる（以上二月二十六日）
同　横山　金吾
願に依り本官を免ずる（二月二十九日）
同　小森　栄
十級一号俸を給する
岡山県民生部保険課勤務を命ずる
同　斎藤桂二郎
九級四号俸を給する
秋田県民生部保険課勤務を命ずる（以上三月一日）

○運輸省
運輸事務官　青木　三郎
願に依り本官を免ずる（二月二十九日）
同　川島長次郎
願に依り本官を免ずる（三月一日）
運輸技官　服部　定一
運輸教官　関谷　俊哉
文部教官　加藤　知夫
同　山県　昌夫
稲生　光吉
六岡　周三
村田　義鑑
横山　渉
木村　嘉次
中村　一徹
重光　康
造船技術審議会委員に任命する
運輸技官　重川　渉
造船技術審議会委員を免ずる
加藤　義夫
東北船員地方労働委員会委員に任命する
遠藤　吟三
願に依り東北船員地方労働委員会委員を免ずる（以上三月十一日）

官庁事項

○外務省

◉**入国管理庁公示第二号**
左記の外国人登録証明書は法務府民事局民事甲第七八七号通達により効力を失つたものである。
昭和二十七年三月十八日　入国管理庁長官　鈴木　一
失効になつた外国人登録証明書
（自昭和二十六年十二月十一日至昭和二十七年一月十日受付分）

外国人登録証明書番号	居住地	国籍	姓名	失効事由
二、六九五	大阪市此花区	朝鮮	廉徳出	紛失
五、六〇〇	東京都足立区	〃	金大玉	〃
一三、八一四	青森市	韓国	金石金	〃
一四、二四五	八戸市	〃	金票龍	落失
一五、三〇〇	青森県上北郡	朝鮮	李錫栄	紛失
一五、三二一	〃	〃	李陸奥子	〃
一五、四八九	〃	〃	徐永在	落失
一六、三四六	青森市	韓国	沈佑沢	紛失
一七、八四九	岩手県稗貫郡	〃	蔡熙作	〃
一七、九四七	〃	〃	田遠起	〃
八、〇九四	多治見市	朝鮮	朴龍根	〃
一九、四〇四	岩手県下閉伊郡	〃	崔仲培	〃
一九、四四〇	〃	〃	金基一	〃
一九、四四一	〃	〃	和子	〃
一九、六六九	〃	〃	河泰珍	〃
一〇、一六〇	〃	〃	金時梯	〃
一〇、五二八	西磐井郡	韓国	梁斗昌（梁川幸一こと）	落失
二一、七二六	東京都墨田区	朝鮮	崔善喜	〃
二四、〇五七	弘前市	〃	李浩達	紛失
二四、〇六五	仙台市	韓国	朴相文	〃
二四、〇七一	〃	〃	田文用	〃
二四、四七四	川崎市	朝鮮	金真植	〃
二五、九六九	仙台市	〃	李文虎	〃
二九、四七二	宮城県宮城郡	〃	成田英治	〃
三一、七七二	東京都渋谷区	韓国	尹宝燮	紛失
三一、九一九	〃江東区	朝鮮	劉源浮	紛失
三二、二六六	〃葛飾区	韓国	崔致得	紛失
三七、二四一	奈良市	朝鮮	丁勝夏	〃
三八、二二四	宮城県宮城郡	〃	黄元変	〃
三九、二五七	岩手県上閉伊郡	〃	文俊善	〃
四五、三四一	日立市	〃	且美子	〃
四五、九〇二	土浦市	〃	金光仁	〃
四六、三四二	茨城県東茨城郡	〃	洪仁士	〃
四六、三五六	多賀郡	〃	金富貴	〃
四八、四三三	東京都荒川区	韓国	李栄植	〃
四九、三三三	群馬県新田郡	朝鮮	南気万	〃
五一、七五六	栃木県下都賀郡	〃	金出栄	〃
五五、四四三	〃	〃	相鎮	〃
五五、四四四	宇都宮市	〃	姜寿海	〃
五七、一八四	足利市	中国	趙植南	〃
五七、五四四	川崎市	朝鮮	張商突	〃
五九、七〇二	大阪市生野区	韓国	張南昱	〃
五九、八二八	群馬県邑楽郡	〃	曾植	盗難
六〇、五六三	前橋市	朝鮮	光石（石川一郎こと）	紛失
六二、三四五	川崎市	〃	申相澈	〃
七〇、二〇三	〃	〃	金漢洙	〃
七一、二二八	東京都荒川区	韓国	木村勝子	〃
七八、六一一	大阪市生野区	〃	朴千代	遺失
八一、三五八	東京都葛飾区	朝鮮	黄成仁	〃
八三、六五九	〃	〃	尹一道（平沼春男こと）	紛失
九一、五三五	大田区	無国籍	HELLMOTH Ketel	盗難
九一二、八二八	港区	朝鮮	襄琦虎	〃
九三、一九〇	〃	〃	鄭熙燮	〃
九三、二四九	〃	〃	崔安休	紛失
九三、八三四	〃	無国籍	SHAPIRO Lydialta	〃
九三、九一〇	墨田区	韓国	姜滉（神谷金重こと）	〃
九五、二四九	渋谷区	朝鮮	李中洛	〃
一〇、二九三	墨田区	〃	高貞璿珍	〃
一〇三、五四九	〃	韓国	李登熙仁	〃
一〇三、五五〇	〃	〃	李弥栄	〃
一〇三、六五一	〃	〃	呉美子	〃
一〇三、七六三	〃	〃	李斗知	〃
一〇三、三六四	〃	〃	李真子	〃
一〇四、五八八	〃	〃	李照陽	〃
一〇四、六〇九	〃	〃	癸淳貴（柳川貴沢こと）	〃
一〇四、九七〇	江東区	〃	李秋植	〃
一〇五、八四三	〃	〃	朴英圭	〃
一〇六、一六七	〃	〃	尹象鉉（洪山象一こと）	盗難
一〇六、二九〇	〃	〃	黄在福	〃
一〇六、三五三	〃	韓国	李姫慶	〃
一〇六、八四一	品川区	朝鮮	何浮美	紛失
一〇七、三二五	〃	韓国	黄元道	〃
一〇七、二四〇	〃	〃	金七、九四八	〃
一〇八、一三一	〃	〃	金錫（松本こと）	〃
一〇八、一六七	〃	朝鮮	蔡熙台	〃
一一、〇〇四	大田区	韓国	申東雲	遺失
一二、七二七	〃	朝鮮	殷鳳基	紛失
一二、七四四	〃	〃	姜敏済	〃
一一、九九九	〃	〃	高成浩	〃
一一、四、九九九	〃	米国	CHANEY Wallace Eugene	盗難
一一五、一四八	〃	韓国	徐京子（利川京子こと）	紛失
一一七、二〇九	江東区	朝鮮	宋辰五（大原辰一こと）	〃
一一九、四二六	〃	〃	曹貴順（山本美代子こと）	〃
一一九、八三八	〃	〃	金崎南	〃
一一一、一八七	渋谷区	中国	朴英長	〃
一一一、二一四	〃	台湾	劉阿枋	〃
一一一、三九六	〃	韓国	李基斗	〃
一一五、一七九	杉並区	朝鮮	文太淑	遺失
一一七、五二九	〃	米国	IRENE Sabina 彭成	紛失
一一七、五八六	〃	台湾	許林玉清美	盗難
一一八、〇二六	〃	〃	泰智	紛失
一一八、二六〇	〃	中国	王鏡恵	〃
一一八、三〇五	〃	朝鮮	徐璟貴	遺失
一二〇、一三六	豊島区	中国	王德秀	紛失
一二一、八三一	北区	朝鮮	盧栄	〃
一二一、七五三	荒川区	〃	李今山	〃
一二二、五九六	横浜市神奈川区	韓国	洪元河	盗難
一二二、八三四	東京都荒川区	〃	文初子	〃
一二二、八三七	〃	〃	洪福子	〃
一二三、六〇二	〃	〃	尹栄治	〃
一二三、八四九	〃	〃	高明烈	遺失
一二四、六五七	〃	〃	梁泰恒	〃
一二四、六七七	〃	〃	李琨	紛失
一二五、三四一	〃	〃	尹太明	遺失
一二六、〇〇二	板橋区	〃	崔水生	紛失
一二六、一一二	〃	〃	朴義鎬	〃
一二六、四九四	〃	〃	徐玟幸	〃
一二六、六五二	〃	朝鮮	田東姫	盗難
一二八、六六五	足立区	〃	徐貞姫	紛失
一二八、八六七	〃	〃	朴允子	〃
一二八、八九五	茨城県新治郡	〃	金定世	〃

昭27.3.18. 第7557号

一三九、三四一	東京都足立区	全仁	姫焼失
一三九、三四二	〃	尹虎	紛失
一四〇、二〇六	葛飾区	金寿	〃
一四〇、四七七	足立区	金宗景	〃
一四〇、五一四	荒川区	尹永吉	〃
一四〇、七一二	足立区	李承班	盗難紛失
一四一、〇六二	青森県上北郡	玄泰	〃
一四一、三〇六	東京都足立区	梁春汝	〃
一四一、三〇八	〃	尹金性	〃
一四一、三〇九	〃	李琓甲	〃
一四一、四四六	〃	金尹英	〃
一四一、七三〇	〃	梁照玉	〃
一四二、七四三	〃	金高至	〃
一四二、八三九	〃	金基技	〃
一四三、九七三	横浜市南区	福琓性	〃
一四四、五八七	東京都葛飾区	金福允	〃
一四四、八六二	川崎市	金一順	〃
一四五、四〇五	東京都葛飾区	安元錫	〃
一四五、六九二	板橋区	金家憲	〃
一四六、二五八	葛飾区	康植龍	〃
一四七、七〇四	江東区	金家興	〃
一四八、五六五	東京都品川区	鶴一永	盗難
一四八、六二九	武蔵野市	鶴松羽	紛失
一五三、四七七	東京都葛飾区	崔九甫	盗難
一五三、五〇二	杉並区	丁吉道	紛失
一五四、二三九	北多摩郡	崔鶴民	〃
一五四、二四〇	〃	台湾	〃
一五四、三二三	〃	楊光泰	〃
一五五、〇三二	〃	朝鮮	遺失
一五五、九七六	〃	呉建玉	〃
一五六、〇二八	神奈川県中郡	羅泰	〃
一五七、一四六	東京都北多摩郡	尹今文	〃
〃	米国	雪述	紛失
〃	〃	尹順伊	〃
〃	〃	金泰雪	〃
〃	〃	金珍出	〃
〃	〃	柳文燦	〃
〃	〃	金畑球	〃
一五七、一四七	〃		
〃	〃		
一五七、一四八	〃		
〃	品川区		
一五八、五〇一	〃		
一五八、五二六	〃		
一五八、五二七	朝鮮	李慎貴	盗難
一五八、五二八	〃	金万洙	〃
一五八、五三二	〃	金正熙	〃
一五八、八〇四	〃	李笑子	〃
〃	大田区	李美子	〃
〃	〃	趙守（已に、しゅと）	〃
〃	〃	李済	〃
〃	〃		
〃	〃		
〃	〃	

五五五

係調査法第十八條第一項の規定によつて、昭和二十七年三月十一日左の通り調査の中請があり、この日を公表する。

○小田急電鉄労働組合から昭和二十七年三月中央労働委員会において審議した結果、労働関

○小田急電鉄争議調停に関する公表

この調停を行うことになつたから、

○労働省

同　氏名　荒井順三（別名　順文　堂事店）
加入者住所　東京都千代田区神田神保町一の五九
同　住所番号　東京一六五〇九番

◉郵便振替貯金加入者除名

振替貯金の加入者は、郵便振替貯金法第五十六條第一項の規定によつて、昭和二十七年二月二十日限り、加入承認を取り消された。

○郵政省

次の郵便

八八八

○同
一、同　四三二一　○四三二一　○五四三二一　○同　三二一　○四三二一　○同　三二一　○二一　○同
リ布風稍領風袋リ稍領風袋稍領袋稍領風袋稍領風袋稍領風袋稍領風稍領眼稍領眼
ユ袋呂米弟袋呂米弟袋呂米弟袋呂米弟袋呂米弟袋呂米弟袋呂米弟袋呂米弟
ツ　ツ　四　ツ　ツ　ツ　ツ　ツ　ツ　ツ　ツ　ツ　ツ　ツ　ツ　ツ　ツ　ツ　ツ　ツ　ツ　ツ
ク　ク　換七一　ク　ク　ク　ク　ク　ク　ク　ク　ク　ク　ク　ク　ク　ク　ク　ク　ク　ク　ク
サ枚三価号枚三価号枚三価号枚三価号枚三価号枚三価号枚三価号枚三価号枚三価号
ツ　ク　枚金（同）　ツ　ク　枚金（同）　ツ　ク　枚金（同）　ツ　ク　枚金（同）　ツ　ク　枚金（同）　ツ　ク　枚金（同）　ツ　ク　枚金（同）　ツ　ク　枚金（同）
一　三千二百二十五円　一　七百五十円　一　七千三百八円　一　千九百四十九円　一　千二百十円　一　千二百九十三円　一　千百十五円　一　千七百三十円　一　千六百十円　一　万七百三十円　一　千六百十円　一　千六百三十九円　一　千六百三十円　一　千六百三十円　一　千六百三十

昭27. 3. 18. 第7557号

○同領第一六七号（同十四号）
一、風呂敷一枚
○同領第一七二号（同十五号）
一、麻袋一枚
○同領第六八号（同十六号）
一、換価金一千二十二円
○同領第一箱
一、ボール箱一枚
○同領第六九号（同十六号）
一、風呂敷一枚
○同領第一七四号（同十七号）
一、換価金六百八十円七十三銭
○同領第一七五号（同十八号）
一、袋一枚
○同領第一七六号（同十九号）
一、換価金九百三十円七十五銭
○同領第一七七号（同二十号）
一、リュックサック一個
○同領第一七八号（同二十一号）
一、風呂敷一枚
○同領第一七九号（同二十二号）
一、換価金一千九円二十三銭
○同領第一七二号（同十九号）
一、トランク一個
○同領第一七三号（同二十号）
一、麻袋一箱
○同領第一七四号（同二十一号）
一、リュックサック一個
○同領第一七五号（同二十二号）
一、換価金五百六十円二十八銭
○同領第一七六号（同二十三号）
一、袋一枚
○同領第一七七号（同二十四号）
一、換価金八百五十四円十銭
○同領第一七八号（同二十五号）
一、袋一枚
○同領第一七九号（同二十六号）
一、同一枚
○同領第一七一号（前田進同）
一、同一枚
○同押第一七二号（被疑者不明同）
一、同一枚
○同領第一七三号（同二十七号）
一、換価金四百四十三円四十八銭
○同領第一七四号（同二十八号）
一、換価金四百十三円四十八銭
○昭和二十六年領第七七号（福井勇治窃盗事件）
一、手籠一個

○同領第八四号（重田治雄同）
一、人絹袋一枚
○同領第八一号（村上久一暴行事件）
一、雨合羽一枚
○昭和二十七年領第一七号（吉田日好食糧管理法違反事件）
一、換価金三千一百七十三円五十銭
○昭和二十五年領第六七号（吉田春蔵窃盗事件）
一、ナイフ一挺（約十二尺もの）
二、マニラロープ（約十二尺もの）二本
三、同（約八尺もの）二本
四、トーワイン二
五、鄙子鍬綿ロープ若干
六、麻繩若干
○同領第一四三号（大高正暴行事件）
一、手かせし一足
二、一合コップ（セルロイド製）一個
○同領第九七号（柴田鋏一食糧管理法違反事件）
一、換価金四百九十六円
○昭和二十六年領第一二〇号（森谷敏太郎外二名賭博事件）
一、花札四十七枚
二、巻タバコ（ゴールデンバット）三十本
三、同二十三本
四、同三十一本
山口地方検察庁岩国支部
左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
○昭和二十六年押第五五号（岡木利夫外二名強盗事件）
一、ジャンパー一枚
二、ズボン一枚
三、木綿パンツ一枚
四、木綿シャツ一枚
○同押第二二三号（神本幸一横領事件）
一、黒中折帽子一個
二、女物黒衣一枚
三、地下足袋一足
四、ジャックナイフ一丁
五、風呂敷一枚
○同押第二六二号（大重奏治業務上横領事件）
一、腕時計一個
岩国区検察庁
左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
○昭和二十六年押第一九六号（被疑者不詳酒税法違反事件）
一、換価金三〇〇円

○同押第一九七号（同）
一、同押第一九八号（同）
一、同押第一九九号（同）
一、同押第二〇〇号（同）
一、同押第二〇一号（同）
一、同押第二〇二号（同）
一、同押第二〇三号（同）
一、同押第二〇四号（同）
一、同押第二〇五号（同）
一、同押第二〇六号（同）
一、同押第二〇七号（同）
一、同押第二〇八号（同）
一、同押第二〇九号（同）
一、同押第二一〇号（同）
一、同押第二一一号（同）
一、同押第二一二号（同）
一、同押第二一三号（同）
一、同押第二一四号（同）
一、同押第二一五号（同）
一、同押第二一六号（同）
一、同押第二一七号（同）
一、同押第二一八号（同）
一、同押第二一九号（同）
一、同押第二二〇号（同）
一、同押第二二一号（同）
一、同押第二二二号（同）
一、同押第二二三号（同）
一、同押第二二四号（同）
一、同押第二二五号（同）
一、同押第二二六号（同）
一、同押第二二七号（同）
一、同押第二二八号（同）
一、同押第二二

○同領第七一九号（同）
一、換価金 二二七円
○同領第七三七号（同）
一、同 九七九円
○同領第七三一号（同）
一、換価金 一個
○同領第七三九号（同）
一、リユックサック 一枚
○同領第七三〇号（同）
一、シート 一枚
○同領第七三一号（同）
一、換価金 一九九円
○同領第七三二号（同）
一、木綿袋 一枚
○同領第七三三号（同）
一、換価金 九〇〇円
○同領第七三四号（同）
一、風呂敷 一枚
○同領第七三五号（同）
一、米袋 一枚
○同領第七三六号（同）
一、弁当 一個
○同領第七三七号（同）
一、リユックサック 一個
○同領第七三八号（同）
一、換価金 八〇四円
○同領第七三九号（同）
一、風呂敷 一枚
○同領第七四〇号（同）
一、換価金 九〇〇円
○同領第七四一号（同）
一、風呂敷 一枚
○同領第七四二号（同）
一、換価金 八〇〇円
○同領第七四三号（同）
一、米袋 一枚
○同領第七四四号（同）
一、風呂敷 一枚
○同領第七四五号（同）
一、紐 一本
○同領第七四六号（同）
一、換価金 二枚
○同領第七四七号（同）
一、紐 一本
○同領第七四八号（同）
一、換価金 三八八円
○同領第七四九号（同）
一、風呂敷 一枚
○同領第七五〇号（同）
一、換価金 八六〇一円
○同領第七五一号（同）
一、同 九〇〇二円
○同領第七五二号（同）
一、米袋 二枚
○同領第七五三号（同）
一、紐 一本
○同領第七五四号（同）
一、換価金 二枚
○同領第七五五号（同）
一、風呂敷 一枚
○同領第七五六号（同）
一、換価金 一九六円
○同領第七五七号（同）
一、換価金 一枚
○同領第七五八号（同）
一、布袋 一枚
○同領第七五九号（同）
一、リユックサック 一個
○同領第七六〇号（同）
一、換価金 六二七円
○同領第七六一号（同）
一、風呂敷 一枚
○同領第七六二号（同）
一、リユックサック 一個
○同領第七六三号（同）
一、換価金 九九六円
○同領第七六四号（同）
一、南京袋 四枚
○同領第七六五号（同）
一、米袋 一枚
○同領第七六六号（同）
一、換価金 九九六円
○同領第七六七号（同）
一、赤大風呂敷 一枚
○同領第七六八号（同）
一、花模様風呂敷 一枚
○同領第七六九号（同）
一、ボロ帯 一本
○同領第七七〇号（同）
一、換価金 八二九円
○同領第七七一号（同）
一、メリヤス袋 一枚
○同領第七七二号（同）
一、米袋 二枚
○同領第七七三号（同）
一、換価金 一〇九〇円
○同領第七七四号（同）
一、風呂敷 一枚
○同領第七七五号（同）
一、麻紐 一枚
○同領第七七六号（同）
一、換価金 三〇〇円
○同領第七七七号（同）
一、風呂敷 一枚
○同領第七七八号（同）
一、換価金 三四四円
○同領第七七九号（同）
一、木綿袋 一枚
○同領第七七〇号（同）
一、換価金 一枚
○同領第七七一号（同）
一、木綿袋 一枚
○同領第七七二号（同）
一、換価金 七〇二円
○同領第七七三号（同）
一、風呂敷 一枚
○同領第七七四号（同）
一、赤色風呂敷 一枚
○同領第七七五号（同）
一、換価金 一六円
○同領第七七六号（同）
一、黒色風呂敷 一枚
○同領第七七七号（同）
一、換価金 一枚
○同領第七七八号（同）
一、木綿袋 一枚
○同領第七七九号（同）
一、白色風呂敷 一枚
○同領第七七〇号（同）
一、白木綿風呂敷 一枚
○同領第七七一号（同）
一、換価金 五一円
○同領第七七二号（同）
一、換価金 八二四円
○同領第七七三号（同）
一、換価金 五〇一円
○同領第七七四号（同）
一、米袋 二枚
○同領第七七五号（同）
一、同 九〇二円
○同領第七七六号（同）
一、風呂敷 一枚
○同領第七七七号（同）
一、換価金 八五一円
○同領第七七八号（同）
一、紐 一本
○同領第七七九号（同）
一、換価金 二枚
○同領第七七〇号（同）
一、換価金 三八円
○同領第七七一号（同）
一、風呂敷 一枚
○同領第七七二号（同）
一、換価金 八〇〇円
○同領第七七三号（同）
一、米袋 一枚
○同領第七七四号（同）
一、風呂敷 一枚
○同領第七七五号（同）
一、紐 一本
○同領第七七六号（同）
一、換価金 二枚
○同領第七七七号（同）
一、風呂敷 一枚
○同領第七七八号（同）
一、換価金 一九九円
○同領第七七九号（同）
一、木綿袋 一枚
○同領第七七〇号（同）
一、換価金 九〇〇円
○同領第七七一号（同）
一、風呂敷 一枚
○同領第七七二号（同）
一、米袋 一枚
○同領第七七三号（同）
一、換価金 四〇〇円
○同領第七七四号（同）
一、風呂敷 一枚
○同領第七七五号（同）
一、換価金 一枚
○同領第七七六号（同）
一、米袋 一枚
○同領第七七七号（同）
一、風呂敷 一枚
○同領第七七八号（同）
一、換価金 七四四円
○同領第七七九号（同）
一、同 九〇二円
○同領第七七〇号（同）
一、米袋 二枚
○同領第七七一号（同）
一、換価金 一個
○同領第七七二号（同）
一、風呂敷 一枚
○同領第七七三号（同）
一、換価金 九〇〇円
○同領第七七四号（同）
一、木綿袋 一枚
○同領第七七五号（同）
一、換価金 一九九円
○同領第七七六号（同）
一、風呂敷 一枚
○同領第七七七号（同）
一、米袋 一枚
○同領第七七八号（同）
一、換価金 八〇八円
○同領第七七九号（同）
一、弁当 一個
○同領第七七〇号（同）
一、リユックサック 一個
○同領第七七一号（同）
一、換価金 八〇四円
○同領第七七二号（同）
一、換価金 一枚
○同領第七七三号（同）
一、米袋 一枚
○同領第七七四号（同）
一、風呂敷 一枚
○同領第七七五号（同）
一、換価金 一枚
○同領第七七六号（同）
一、米袋 一枚
○同領第七七七号（同）
一、風呂敷 一枚
○同領第七七八号（同）
一、換価金 七五五円
○同領第七七九号（同）
一、米袋 一枚
○同領第七七〇号（同）
一、風呂敷 一枚
○同領第七七一号（同）
一、換価金 七七二円
○同領第七七二号（同）
一、風呂敷 一枚
○同領第七七三号（同）
一、換価金 七七二円
○同領第七七四号（同）
一、風呂敷 一枚
○同領第七七五号（同）
一、換価金 七七二円
○同領第七七六号（同）
一、風呂敷 一枚
○同領第七七七号（同）
一、換価金 七七二円
○同領第七七八号（同）
一、風呂敷 一枚
○同領第七七九号（同）
一、換価金 七七二円

昭27. 3. 18. 第7557号

○同押第四八三号（同）
一、白木綿袋　一枚
三、風呂敷　一枚
四、換価金　百六十円二十七銭
○同押第四八四号（同）
一、黒しゅう子袋　一枚
二、風呂敷　五百九十五円八十六銭
三、換価金
○同押第四八五号（同）
一、白木綿風呂敷　一枚
二、白木綿袋　四百八十九円二銭
三、換価金
○同押第四八六号（同）
一、白木綿袋　一枚
二、木綿袋　一個
三、換価金　五百六十二円九十九銭
○同押第四八七号（同）
一、白木綿袋　一枚
二、ホームスパン木口附手提袋　一個
三、換価金　二百十三円六十九銭

左記押収物につき刑事訴訟法第四百釧路地方検察庁北見支部
一、常習特殊窃盗被告事件）一個
二、風呂敷　三枚
三、軍手　一足
四、弁当箱　一個
五、ツメ切り　一個
六、油紙　一枚
七、パイプ　一個
八、写真入鏡　一個
九、豆電燈　一個
一〇、ハブラシ　一個

九十九条により公告する。
○昭和二十六年押第一六八号（菅原良
左記押収物につき刑事訴訟法第四百北見区検察庁

○昭和二十七年押第二三号（被疑者不
九十九条により公告する。
詳食糧管理法違反事件）
一、粳米換価金　八百二十八円
二、同　千六百五十五円
三、同　八百二十八円
四、同　千六百二十七円
五、糯米換価金　千七百六十七円
六、粳米換価金　千五百九十八円
七、糯米換価金　千八百三十一円
八、粳米換価金　千六百五十五円
九、リュックサック　一個
一〇、風呂敷　二枚
一一、紙袋　八枚
一二、布袋　一枚

○同押第四号（氏名不詳食糧管理法違
反被疑事件）
一、粳白米換価金　八千五百八十七円
二、五十銭
○同押第一〇号（同）
一、粳白米換価金　九百三十九円
二、糯白米換価金　八百三十八円
三、紺赤白縞木綿風呂敷　一枚
四、茶色縞木綿風呂敷　二枚
五、白木綿中古袋　二枚
○昭和二十六年押第二四九号（金鐘国
一、風俗営業法違反被告事件）
遊戯札　三枚

大子区検察庁
左記押収物につき刑事訴訟法第四百
九十九条により公告する。
○昭和二十六年押第五五号（被疑者不
詳食糧管理法違反事件）
一、米　換価金　四一八円
二、セメン袋紙　一枚
三、布袋　一枚
○同押第五六号（同）
一、米　換価金　六七三円
二、縞風呂敷　一枚
三、南京袋　一枚
○同押第五七号（同）
一、米　換価金　一、一三一円
○同押第五八号（同）
一、同　八二九円
○同押第五九号（同）
一、同　八五八円
○同押第六〇号（同）
一、同　八八二円
○同押第六一号（同）
一、同　八二四円
○同押第六二号（同）
一、同　六五五円
○同押第六三号（同）
一、同　八二四円
○同押第六四号（同）
一、同　六五五円
○同押第六五号（同）
一、同　八二四円
○同押第六六号（同）
一、同　六五五円
○同押第六七号（同）
一、同　九四五円
○同押第六八号（同）
一、同　七五七円
○同押第六九号（同）
一、同　八三五円
○同押第七〇号（同）
一、同　八五八円
○同押第七一号（同）
一、同　一〇二円
○同押第七二号（同）
一、同　一、一六六円
○同押第七三号（同）
一、同　九五七円

○同押第七四号（東金区検察庁
反被疑事件）
一、粳白米換価金　一、五七一円
二、風呂敷　十一枚
○同押第一〇号（同）
一、粳白米換価金　九百三十九円
二、糯白米換価金　八百三十八円
三、紺赤白縞木綿風呂敷　一枚
四、茶色縞木綿風呂敷　一枚
五、白木綿中古袋　二枚
○昭和二十六年押第二四九号（金鐘国
一、風俗営業法違反被告事件）
遊戯札　三枚

左記押収物につき刑事訴訟法第四百
九十九条により公告する。
○昭和二十六年押第一〇一号（氏名不
詳食糧管理法違反事件）
一、米等　換価金　三千七百円
○同押第一〇一四号（同）
一、同　三万三千三百八円七十四銭
○同押第一〇一六号（同）
一、同　二千四十一円
○同押第一〇一七号（同）
一、同　四千二百二十五円
○同押第一〇一八号（同）
一、同　二万六千九百十三円
○同押第一〇一九号（同）
一、同　六千百二十二円
○同押第一〇二〇号（同）
一、同　二万七百八十七円
○同押第一〇二一号（同）
一、同　二万五千八百四十六円
○同押第九七二号（同）
一、同　八千二十一円十銭

左記押収物につき刑事訴訟法第四百松山区検察庁
九十九条により公告する。
○昭和二十六年保第三四〇号（氏名不
詳食糧管理法違反事件）
一、粳白米　換価金　五千八十四円
○同保第三四三号（同）
一、同　一千七百九十八円
○同保第三五号（宮内弓一同）
一、同　四千四百八十三円
○同保第三三七号（氏名不詳同）
一、同　一千四百七十二円
○同保第三三五号（同）
一、同　一千二百七十三円
○同保第三三四号（同）
一、同　八百九十九円
○同保第三三三号（同）
一、同　二万九千二百七十二円
○同保第三三二号（同）
一、同　五千二百六十四円
○同保第三三一号（同）
一、同　二千三百七十二円
○同保第三三〇号（同）
一、同　八千二百四十二円
○同保第三二七号（同）
一、同　四千二百三十八円
○同保第三二六号（同）
一、同　五千四百九十四円
○同保第三二五号（同）
一、同　四百六十三円
○同保第三二四号（同）
一、同　二千二百三十一円
○同保第三二三号（同）
一、同　四百六十三円
○同保第三二二号（同）
一、同　四百六十三円
○同保第三二一号（同）
一、同　四百六十三円
○同保第三二〇号（同）
一、同　四百六十三円
○同保第三一九号（同）
一、同　四百六十三円
○同保第三一八号（同）
一、同　四百六十三円
○同保第三一七号（同）
一、同　四百六十三円
○同保第三一六号（同）
一、同　四百六十三円
○同保第三一五号（同）
一、同　四百六十三円
○同保第三一四号（同）
一、同　四百六十三円
○同保第三一三号（同）
一、同　四百六十三円
○同保第三一二号（同）
一、同　四百六十三円
○同保第三一一号（同）
一、同　四百六十三円
○同保第三一〇号（同）
一、同　四百六十三円
○同保第三一九号（同）
一、同　四百六十三円
○同保第三一八号（同）
一、同　四百六十三円
○同保第三一七号（同）
一、同　四百六十三円
○同保第三一六号（同）
一、同　四百六十三円
○同保第三一五号（同）
一、同　四百六十三円
○同保第三一四号（同）
一、同　四百六十三円
○同保第三一三号（同）
一、同　四百六十三円
○同保第三一二号（同）
一、同　四百六十三円
○同保第三一一号（同）
一、同　四百六十三円
○同保第三一〇号（同）
一、同　四百六十三円
○同保第三一九号（同）
一、同　四百六十三円
○同保第三一八号（同）
一、同　四百六十三円
○同保第三一七号（同）
一、同　四百六十三円
○同保第三一六号（同）
一、同　四百六十三円
○同保第三一五号（同）
一、同　四百六十三円
○同保第三一四号（同）
一、同　四百六十三円
○同保第三一三号（同）
一、同　四百六十三円
○同保第三一二号（同）
一、同　四百六十三円
○同保第三一一号（同）
一、同　四百六十三円
○同保第三一〇号（同）
一、同　四百六十三円
○同保第三一九号（同）
一、同　四百六十三円
○同保第三一八号（同）
一、同　四百六十三円
○同保第三一七号（同）
一、同　四百六十三円
○同保第三一六号（同）
一、同　四百六十三円
○同保第三一五号（同）
一、同　四百六十三円
○同保第三一四号（同）
一、同　四百六十三円
○同保第三一三号（同）
一、同　四百六十三円
○同保第三一二号（同）
一、同　四百六十三円
○同保第三一一号（同）
一、同　四百六十三円
○同保第三一〇号（同）
一、同　四百六十三円
○同保第三一九号（同）
一、同　四百六十三円
○同保第三一八号（同）
一、同　四百六十三円
○同保第三一七号（同）
一、同　四百六十三円
○同保第三一六号（同）
一、同　四百六十三円
○同保第三一五号（同）
一、同　四百六十三円
○同保第三一四号（同）
一、同　四百六十三円
○同保第三一三号（同）
一、同　四百六十三円
○同保第三一二号（同）
一、同　四百六十三円
○同保第三一一号（同）
一、同　四百六十三円
○同保第三一〇号（同）
一、同　四百六十三円
○同保第三一九号（同）
一、同　四百六十三円
○同保第三一八号（同）
一、同　四百六十三円
○同保第三一七号（同）
一、同　四百六十三円
○同保第三一六号（同）
一、同　四百六十三円
○同保第三一五号（同）
一、同　四百六十三円
○同保第三一四号（同）
一、同　四百六十三円
○同保第三一三号（同）
一、同　四百六十三円
○同保第三一二号（同）
一、同　四百六十三円
○同保第三一一号（同）
一、同　四百六十三円
○同保第三一〇号（同）
一、同　四百六十三円
○同保第三一九号（同）
一、同　四百六十三円
○同保第三一八号（同）
一、同　四百六十三円
○同保第三一七号（同）
一、同　四百六十三円
○同保第三一六号（同）
一、同　四百六十三円
○同保第三一五号（同）
一、同　四百六十三円
○同保第三一四号（同）
一、同　四百六十三円
○同保第三一三号（田浦タマ子同）
一、同　五万三千七百一円
○同保第一〇号（小池光太郎同）
一、同　九千一百五十六円
○同押第六七五号（同）
一、同　七百九十三円
○同押第六七六号（同）
一、同　七百九十三円
○同押第六七七号（同）
一、同　七百九十三円
○同押第六七八号（同）
一、同　六百十二円
○同押第六八九号（同）
一、同　一万五千八百九十一円
○同押第六九〇号（同）
一、同　一万二千四百円
○同押第六九一号（同）
一、同　一万四千九百八十四円
○同押第六九二号（同）
一、同　一万二千七百十三円
○同押第六九三号（同）
一、同　九千二百六十円
○同押第六九四号（同）
一、同　九千九百七十四円
○同押第六九五号（同）
一、同　一万八千九百九十五円
○同押第六九六号（同）
一、同　二百五十円
○同押第六九七号（同）
一、同　一百八十五円

大蔵省公告

○証票無効

一、検査章
昭和二十六年三月十五日交付第一八号一葉
杉並税務署在勤大蔵事務官成田邦典
名義の分
昭和二十六年七月二十五日亡失
一、国税滞納者財産差押証票
昭和二十七年一月三十日交付第一号一葉
松戸税務署在勤大蔵事務官真室清三
郎名義の分
昭和二十七年二月一日亡失
一、国税滞納者財産差押証票
昭和二十六年八月二十日交付第一七号一葉
松戸税務署在勤大蔵事務官三沢昭名
義の分
昭和二十七年一月二十七日亡失
一、検査章
昭和二十六年一月十七日交付第六号一葉
松戸税務署在勤大蔵事務官加藤次男
名義の分
昭和二十七年一月二十八日亡失

一、検査章
昭和二十六年一月十七日交付第一三号一葉
松戸税務署在勤大蔵事務官飯山福松
名義の分
昭和二十七年二月二日亡失
一、国税滞納者財産差押証票
昭和二十六年一月二十七日交付第一号一葉
品川税務署在勤大蔵事務官味沢千代
治名義の分
昭和二十六年十二月三十日亡失
一、国税滞納者財産差押証票
昭和二十六年二月二十二日交付第九七号一葉
東京国税局在勤大蔵事務官斎藤芳治
名義の分
昭和二十六年七月二十八日亡失
一、国税滞納者財産差押証票
昭和二十六年八月十四日交付第二四三号一葉
浅草税務署在勤大蔵事務官辻村敏雄
名義の分
昭和二十六年十一月一日亡失
一、国税滞納者財産差押証票
昭和二十五年七月二十一日交付第一四八号一葉
浅草税務署在勤大蔵事務官増田幸治
名義の分
昭和二十六年十二月十三日亡失
一、国税滞納者財産差押証票
昭和二十六年八月三十日交付第二四九号一葉
浅草税務署在勤大蔵事務官伊沢保一
郎名義の分
昭和二十六年十二月二十二日亡失
一、国税滞納者財産差押証票
昭和二十六年十月二日交付第一五号一葉
大月税務署在勤大蔵事務官秋山健作
名義の分
昭和二十七年二月七日亡失
右それぞれ亡失の旨届出があつたか
ら、事故発生の日以降無効とする。
昭和二十七年三月　東京国税局

一、検査章
昭和二十六年二月八日交付第一二号
一葉
大田原税務署在勤大蔵事務官渡辺泰
男名義の分
昭和二十七年一月九日亡失

一、国税滞納者財産差押証票
昭和二十六年九月十四日交付第三一
号一葉
大田原税務署在勤大蔵事務官渡辺泰
男名義の分
昭和二十七年一月九日亡失
一、国税滞納者財産差押証票
昭和二十六年一月四日交付第一八号
一葉
水戸税務署在勤大蔵事務官高井功名
義の分
昭和二十七年一月十日亡失
一、国税滞納者財産差押証票
昭和二十六年三月十五日交付第二六
号一葉
伊勢崎税務署在勤大蔵事務官鎌倉勝
名義の分
昭和二十七年二月一日亡失
一、検査章
昭和二十六年一月四日交付第一〇号
一葉
水戸税務署在勤大蔵事務官根本章名
義の分
昭和二十七年二月十一日亡失
右それぞれ亡失の旨届出があつたか
ら事故発生の日以降無効とする。
昭和二十七年三月　関東信越国税局

一、検査章
昭和二十六年一月二十四日交付第四
二号一葉
悪能税務署在勤大蔵事務官坂元政代
名義の分
昭和二十七年二月二十七日亡失
一、国税滞納者財産差押証票
昭和二十五年四月二十六日交付第四
号一葉
東住吉税務署在勤大蔵事務官森田善
夫名義の分
昭和二十七年一月十三日亡失
一、国税滞納者財産差押証票
昭和二十六年九月二十六日交付第二
八号一葉
旭税務署在勤大蔵事務官宮本美成名
義の分
昭和二十七年一月二十二日亡失
一、検査章
昭和二十五年九月二十八日交付第四
四号一葉

園部税務署在勤大蔵事務官豊岡幸司
名義の分
昭和二十六年十二月二日亡失
右それぞれ亡失の旨届出があつたか
ら、事故発生の日以降無効とする。
昭和二十七年三月　大阪国税局
一、国税滞納者財産差押証票
昭和二十五年五月二十日交付第七号
一葉
盛岡税務署在勤大蔵事務官斎藤正義
名義の分
昭和二十七年二月十五日亡失
右亡失の旨届出があつたから、事故
発生の日以降無効とする。
昭和二十七年三月　仙台国税局
一、検査章
昭和二十六年十月十六日交付第一九
四号一葉
静岡税務署在勤大蔵事務官中村正光
名義の分
昭和二十七年二月一日亡失
右亡失の旨届出があつたから、事故
発生の日以降無効とする。
昭和二十七年三月　名古屋国税局
一、収税官吏章
昭和二十六年六月二十八日交付第一
二号一葉
山口税務署在勤大蔵事務官上田浩爾
名義の分
昭和二十六年十月二十日亡失
一、検査章
昭和二十六年五月二十八日交付第三
六号一葉
山口税務署在勤大蔵事務官上田浩爾
名義の分
昭和二十六年十月二十日亡失
一、検査章
昭和二十六年八月一日交付第二四号
一葉
西大寺税務署在勤大蔵事務官松本寿
名義の分
昭和二十七年一月二十五日亡失
一、検査章
昭和二十六年五月二十三日交付第四
四号一葉
宇部税務署在勤大蔵事務官杉本喜美
名義の分
昭和二十七年一月二十七日亡失
右それぞれ亡失の旨届出があつたか
ら、事故発生の日以降無効とする。
昭和二十七年三月　広島国税局

一、検査章
昭和二十六年七月七日交付第一七五
号一葉
高松税務署在勤大蔵事務官井上久一
名義の分
昭和二十六年七月九日亡失
右亡失の旨届出があつたから、事故
発生の日以降無効とする。
昭和二十七年三月　高松国税局
一、国税滞納者財産差押証票
昭和二十四年六月三十日交付第一三
号一葉
鳥栖税務署在勤大蔵事務官本村勝美
名義の分
昭和二十四年九月二十日亡失
右亡失の旨届出があつたから、事故
発生の日以降無効とする。
昭和二十七年三月　福岡国税局

一、検査章
昭和二十五年三月十日交付第二四号
一葉
伊集院税務署在勤大蔵事務官吉田巌
名義の分
昭和二十七年一月十六日亡失
一、国税滞納者財産差押証票
昭和二十七年一月十六日亡失
昭和二十四年十二月五日交付第二五
号一葉
伊集院税務署在勤大蔵事務官吉田巌
名義の分
昭和二十七年一月十六日亡失
昭和二十七年一月十六日亡失
昭和二十四年十二月五日交付第二五
号一葉
伊集院税務署在勤大蔵事務官吉田巌
名義の分
昭和二十七年一月十六日亡失
右それぞれ亡失の旨届出があつたか
ら、事故発生の日以降無効とする。
昭和二十七年三月　熊本国税局

文部省公告

○出版権登録

登録番号	登録年月日	著作物の表示	著作者の氏名	著作の年月日	発行又は興行の年月日	登録の目的
第一五一号の一	昭和二七、一、二八	失楽の庭（全一冊）	中河与一	昭和二五、九、三〇	昭和二五、一〇、二五	出版権の設定
第一五〇号の一	昭和二七、一、二八	純白の夜（全一冊）	三島由紀夫	昭和二五、一〇、一	昭和二五、一〇、二〇	出版権の設定

右登録の原因

昭和二十七年一月十九日付出版権設定契約証書

出版権者　東京都千代田区丸ノ内二の二丸ビル五階　株式会社中央公論社（代表者　島中鵬二）

右登録の原因

昭和二十七年一月十九日付出版権設定契約証書

出版権者　東京都千代田区丸ノ内二の二丸ビル五階　株式会社中央公論社（代表者　島中鵬二）

昭和二十七年三月　文部省

裁判所公告（●印は新料金）

○押収物還付公告

大津家庭裁判所

左記押収物について、少年法第十五條、刑事訴訟法第四百九十九條によつて公告する。

○昭和二十五年押第一八号（昭和二五年少第一六〇号保護事件）

一、立会封金　一封

金三百五十四円五十銭也

○同押第四三号（同少第三三八号）同

一、同　一封

金三百六十七円也

○同押第五六号（同少第四〇八号）同

一、換価代金　八百八十四円也

○同押第七四号（同少第五七五号）同

一、立会封金　一封

金一千三百六十円也

○昭和二十六年押第三八号（同少第五六〇号）同

一、中古真鍮金　一

二、同　二

三、右同　一

○同押第八五号（昭和二六年少第三〇九号）同

一、換価代金　一千五百七十円也

○同押第一一一号（昭和二五年少第四九四号）同

一、同　五百二十八円三十銭也

○同押第一二三号（昭和二六年少第三五九号）同

一、女持赤色軸万年筆　一

○同押第一四八号（同少第四九一号）同

一、自転車用ベル　一

○同押第一八〇号（同少第五六〇号）同

一、換価代金　六百八十五円也

○同押第一八二号（同少第五四六号）同

一、同　一千五百六十一円也

○同押第一八四号（同少第五五三号）同

一、同　一千九十七円也

○同押第一九〇号（同少第五五一号）同

一、同　百六十四円也

二、定期券　一枚

○同押第二〇六号（同少第六三三号）同

一、換価代金　三百四十八円也

○同押第三三四号（同少第一二一〇号）同

一、指環　一

○同押第三四一号（昭和二四年少第五五号）同

一、換価代金　五百五円九十銭也

○同押第五四六号（昭和二六年少第一五八七号）同

一、置時計　一

○除権判決

●**昭和二十六年（〇）第五号**

新潟県長岡市神田町三丁目五八〇番地　申立人　吉川　健司

右申立代理人　丹路平次郎

別紙目録表示の証券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十七年一月二十五日午前十時の期日迄に権利を届出て且つ右証券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記証券の無効を宣言する。

昭和二十七年一月二十五日

長岡簡易裁判所　裁判官　落合正隆

（別紙）　株券の表示

北越製紙株式会社株式二百株

株券枚数　百株券二枚

額面　五千円

払込額　全額払込済

記号番号　り丁第一一一六号

発行年月日　昭和二十四年九月一日

記号番号　ぬ丁第二六〇九号

発行年月日　昭和二十五年十月一日

株券の発行者　北越製紙株式会社

最初の株主　丹路平次郎

最終の株主　丹路平次郎

●**昭和二十六年（〇）第四号**

大阪市西区江戸堀北通一丁目十八番地小谷別館十一号室第一石炭株式会社大阪出張所内　申立人　間瀬好治郎

証券の表示

一、別紙表示の通り

右証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十七年二月一日午前十時の期日迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立により右証券の無効を宣言する。

昭和二十七年二月一日

都島簡易裁判所　裁判官　木下喜次郎

（別紙）　目　録

一約束手形　手形番号なし二枚

金額　(イ)五万円也(ロ)四万円也

支払期日　(イ)昭和二十六年六月二十日(ロ)昭和二十六年六月三十日

支払地　大阪市

振出地　大阪市

振出日　昭和二十六年二月二十八日

振出人　大阪市城東区蒲生町二の六六、撓原猛

受取人　三村硝子製造所

裏書人　三村硝子製造所

最終所持人　間瀬好治郎

●**昭和二十六年（〇）第五号**

兵庫県川辺郡西町寺畑字中尾十番地　申立人　木本　勇二

右代理人　安宅　剛

証券の表示

一、別紙表示の通り

右証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十七年二月一日午前十時の期日迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立により右証券の無効を宣言する。

昭和二十七年二月一日

都島簡易裁判所　裁判官　木下喜次郎

（別紙）　目　録

帝国精機産業株式会社株式一千株

内訳

百株券二枚

記号番号　甲九、丁三五

十株券八十枚

記号番号　乙六三、乙八〇、乙八三、乙九九、乙一六四、乙三六三、乙四八五、乙自五〇三至五〇七、辛自二四四至二五三、辛七七一、戊三四九〇五至九一四、戊二六一、戊三七四六、戊七三七、戊八二三、戊九七四四、戊自一二六四、戊一二三三至一三三六、戊一八〇〇、戊一七九六、戊自一八一二至一八二〇五、戊一七四六、戊一九一四、戊自二〇〇四至二〇〇八、戊二一〇〇、戊二二〇二、戊自二一四五至二一四六、戊自二二五七至二二六一、戊二八〇一、戊二九一九、戊自二九二二、戊二九三〇、戊二九四、戊二九五〇

各一株に付　金五十円払込済

株券の発行者　帝国製鉄株式会社

最終名義人　木本勇二

●**昭和二十六年（〇）第一号**

名古屋市瑞穂区河岸町四丁目八二番地　申立人　加藤　廉夫

代理人　平野　太郎

別紙目録記載の株券に付いて最終の申立があつたから、当裁判所は昭和二十六年五月二十九日公示催告を為したにも不拘昭和二十七年一月三十日午前十時公示催告期日迄に該権利の届出及び該株券の提出がないので右申立人の申立に因つて左の如く判決する。

昭和二十七年一月三十日

名古屋簡易裁判所　裁判官　吉田好文

（別紙）　目　録

株式会社東海銀行株式一千株（百株券十枚）

株券額面　五千円也

払込額　五千円也

記号番号　ほ号自一一四二〇号至一一四二九号

発行者　株式会社東海銀行取締役頭取鈴木亨市

最終株式所持人　加藤豊

●**昭和二十六年（〇）第一〇号**

名古屋市瑞穂区河岸町四丁目八二番地　申立人　平野　太郎

右代理人　加藤　廉夫

別紙目録記載の株券に付いて最終の申立があつたから、当裁判所は昭和二十六年五月二十九日公示催告を為したにも不拘昭和二十七年一月三十日午前十時公示催告期日迄に該権利の届出及び該株券の提出がないので右申立人の申立に因つて左の如く判決する。

昭和二十七年一月三十日

名古屋簡易裁判所　裁判官　吉田好文

（別紙）　目　録

株式会社東海銀行株式一千株（百株券十枚）

株券額面　五千円也

払込額　五千円也

記号番号　ほ号自一一四三〇号至一一四三九号

発行者　株式会社東海銀行取締役頭取鈴木亨市

最終株式所持人　加藤廉夫

●**昭和二十六年（〇）第一号**

東京都中央区日本橋兜町一丁目一番地　申立人　野村証券株式会社

代表取締役　奥村　綱雄

右代理人　弁護士　岩越　威一

別紙目録表示の証券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十六年五月十七日公示催告期日迄に権利を届出て且つ右証券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記証券の無効を宣言する。

昭和二十七年一月二十一日

長岡簡易裁判所　裁判官　落合正隆

（別紙）　株券の表示

北越製紙株式会社株式二百株

株券枚数　百株券二枚

額面　五千円

払込額　全額払込済

記号番号　り丁第一一一六号

発行年月日　昭和二十四年九月一日

記号番号　ぬ丁第二六〇九号

発行年月日　昭和二十五年十月一日

株券の発行者　北越製紙株式会社

最初の株主　丹路平次郎

最終の株主　丹路平次郎

●**昭和二十六年（〇）第二号**

大阪市西区江戸堀北通一丁目十八番地小谷別館十一号室第一石炭株式会社大阪出張所内　申立人　間瀬好治郎

証券の表示

一、別紙表示の通り

右証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十七年二月一日午前十時の期日迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立により右証券の無効を宣言する。

昭和二十七年二月一日

都島簡易裁判所　裁判官　木下喜次郎

（別紙）　目　録

帝国精機産業株式会社株式一千株

内訳

百株券二枚

記号番号　甲九、丁三五

十株券八十枚

記号番号　乙六三、乙八〇、乙八三、乙九九、乙一六四、乙三六三、乙四八五、乙自五〇三至五〇七、辛自二四四至二五三、辛七七一、戊三四九〇五至九一四、戊二六一、戊三四六、戊七三七、戊八二三、戊九七四四、戊一二六四、戊一二三三至一三三六、戊一八〇〇、戊一七九六、戊自一八一二至一八二〇五、戊一七四六、戊一九一四、戊自二〇〇四至二〇〇八、戊二一〇〇、戊二二〇二、戊自二一四五至二一四六、戊自二二五七至二二六一、戊二八〇一、戊二九一九、戊自二九二二、戊二九三〇、戊二九四、戊二九五〇

各一株に付　金五十円払込済

株券の発行者　帝国製鉄株式会社

最終名義人　木本勇二

●**昭和二十六年（〇）第三号**

名古屋市熱田区沢上町一丁目五十八番地　申立人　西村　英一

別紙目録記載の旅行小切手に付いて最終の所持人である右申立人より公示催告の申立があつたから、当裁判所は昭和二十六年五月十九日公示催告を為したにも不拘昭和二十七年一月二十一日午前十時公示催告期日迄に該権利の届出及び該旅行小切手の提出がないので右申立人の申立に因つて左の如く判決する。

別紙目録記載の旅行小切手の無効なることを宣言する。

昭和二十七年一月二十一日

名古屋簡易裁判所　裁判官　吉田好文

（別紙）　目　録

一記号番号　旅行小切手A第〇一〇五三号

額面金額　金十万円也

振出月日　昭和二十六年三月二十四日

振出人　名古屋市熱田区沢上町一丁目十四番地、株式会社千代田銀行熱田支店支店長小山正延

支払地　株式会社千代田銀行本支店所在地

支払人　株式会社千代田銀行本支店

●**昭和二十六年（〇）第六号**

東京都中央区日本橋兜町一丁目一番地　申立人　野村証券株式会社

右代表者取締役　奥村　綱雄

富山市桜木町七十一番地　深井龍太郎

右代理人弁護士

別紙目録に記載した株券について申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十七年一月一日午前十時の期日迄に権利を届出で且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。

昭和二十七年一月一日

富山簡易裁判所　裁判官　小森武介

（別紙）　物件目録

不二越鋼材工業株式会社新株券百五十株

一株に付　払込金三十五円也

記号番号　一八丙第一二七二五号、自第九四〇一号至第九四〇三号、第一六三九三号、自第一六〇七七号至第一六〇七九号、自第九一六三号至第九一六四号

発行者　不二越鋼材工業株式会社

最終名義人　林水塗

発行日　昭和十八年三月二十五日

不二越鋼材工業株式会社新株券十株券五枚

一株に付　払込金三十五円也

記号番号　十八丙自一一六一六号至一一六二〇号

発行者　不二越鋼材工業株式会社

最終名義人　野村証券株式会社取締役社長飯田清三

発行日　昭和十八年三月二十五日

●**昭和二十六年（〇）第一号**

茨城県那珂郡大宮町北一丁目一三八番地　申立人　本橋　健三

証券の表示

一証書　常磐無尽株式会社新株式百株券一枚

額面　金五千円也

払込金　全額払込済

記号番号　増二い第九六一号

発行年月日　昭和二十三年十一月十五日

株式発行者　水戸市裡五軒町一一八

七番地常磐無尽株式会社取締役社長河西金城

最終株主並最終所持人　茨城県那珂郡大宮町字北一丁目一三八番地本橋一

右証券について当裁判所は公示催告をしたが昭和二十六年十一月一日午前十時の期日迄に権利の届出を提出する者がないから申立人の申立により右証券の無効を宣言する。

昭和二十六年十一月十五日

水戸簡易裁判所　裁判官　井上夏之介

●**昭和二十六年（〇）第一七号**

奈良市脇戸町十番地　申立人　辻本　嗣雄

別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十七年一月三十一日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立により昭和二十七年一月三十一日右証券の無効を宣言した。

昭和二十七年一月三十一日

大阪簡易裁判所　裁判官　木下喜次郎

（別紙）　目　録

株式会社大丸株式一百株（百株券一枚）

額面金額　金五千円

払込金額　一株に付金五十円

記番号　二新ろ三二八号

発行者　株式会社大丸

最終株主氏名　宮本美蕊保

最終所持者　辻本嗣雄

●**昭和二十六年（〇）第一七二号**

福井市佐佳枝町四十二番地　申立人　大崎証券株式会社

右代表取締役　大崎喜久郎

別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十七年一月三十一日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十七年一月三十一日右証券の無効を宣言した。

昭和二十七年一月三十一日

大阪簡易裁判所　裁判官　木下喜次郎

（別紙）　目　録

株式会社大丸株式一百株（百株券一枚）

額面金額　金五千円

払込金額　一株に付金五十円

記番号　二新ろ三二八号

発行者　株式会社大丸

最終株主氏名　宮本美蕊保

最終所持者　辻本嗣雄

●**昭和二十六年（〇）第一七三号**

高知市五台山字三百九十二番地　申立人　戸梶　義正

別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十七年一月三十一日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十七年一月三十一日右証券の無効を宣言する。

昭和二十七年一月三十一日

大阪簡易裁判所　裁判官　井上夏之介

（別紙）　目　録

旭化成工業株式会社株式百株券一枚

株券額面　金五千円也

株券記号番号　い丁第一二一三号

株券の払込金額　金五千円也

発行年月日　昭和十八年十二月一日

株券名義人　戸梶　義正

最終の所持人　大崎証券株式会社取締役社長大崎喜久郎

●**昭和二十六年（〇）第一七四号**

高知市五台山字三百九十二番地　申立人　戸梶　義正

別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十七年一月三十一日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十七年一月三十一日右証券の無効を宣言する。

昭和二十七年一月三十一日

大阪簡易裁判所　裁判官　井上夏之介

（別紙）　目　録

一種類　約束手形三通

記号番号　(イ)第三六七号(ロ)第三六八号(ハ)第三六九号

約束手形金額　(イ)金七万五千円也(ロ)金十八万円也(ハ)金十七万円也

振出日　(イ)昭和二十六年四月二十七日(ロ)同年五月一日(ハ)同年七月二十六日

支払期日　(イ)昭和二十六年七月十五日(ロ)(ハ)同年七月二十六日

振出地　大阪市

支払地　大阪市

支払場所　株式会社千代田銀行梅田支店

振出人　浪速合成化工株式会社常務取締役緒方佐命

受取人　戸梶義正

最終所持人　戸梶義正

●**昭和二十六年（〇）第一七八号**

三重県飯南郡花岡町大黒田新道五百三十五番地　申立人　結城勘之亟

別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十七年一月三十一日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十七年一月三十一日右証券の無効を宣言した。

昭和二十七年一月三十一日

大阪簡易裁判所　裁判官　木下喜次郎

（別紙）　失格すべき株券目録

一株式銘柄　石原産業株式会社

株券種類及数量　一百株券二枚

株券額面　金一万円也

記号番号　い甲第一四一五三三号、い甲第一四一五四四号

発行年月日　昭和二十四年六月一日

発行者　三和鉱工株式会社代表取締役大久保常雄

発行当時名義人　石原産業株式会社

最終名義人　日興証券株式会社大阪支店支店長大川正

最終所持人　結城勘之亟

●**昭和二十六年（〇）第一九号**

名古屋市瑞穂区河岸町四丁目八二番地　申立人　平野　太郎

右代理人　加藤　廉夫

別紙目録記載の株券に付いて最終の申立があつたから、当裁判所は昭和二十六年五月二十九日公示催告を為したにも不拘昭和二十七年一月三十日午前十時公示催告期日迄に該権利の届出及び該株券の提出がないので右申立人の申立に因つて左の如く判決する。

別紙目録記載の株券の無効なることを宣言する。

昭和二十七年一月三十日

名古屋簡易裁判所　裁判官　吉田好文

（別紙）　目　録

株式会社東海銀行株式一千株（百株券十枚）

株券額面　五千円也

払込額　五千円也

記号番号　ほ号自一一四三〇号至一一四三九号

発行者　株式会社東海銀行取締役頭取鈴木亨市

最終株式所持人　加藤廉夫

●**昭和二十六年（〇）第一号**

東京都中央区日本橋兜町一丁目一番地　申立人　野村証券株式会社

代表取締役　奥村　綱雄

右代理人弁護士　岩越　威一

同　半田　細雄

別紙目録記載の株券に付いて最終の所持人である右申立人より公示催告の申立があつたから、当裁判所は昭和二十六年五月十七日公示催告を為したにも不拘昭和二十七年一月二十一日午前十時公示催告期日迄に該権利の届出及び該株券の提出がないので右申立人の申立に因つて左の如く判決する。

別紙目録記載の株券の無効なることを宣言する。

昭和二十七年一月二十一日

名古屋簡易裁判所　裁判官　吉田好文

（別紙）　物件目録

愛知時計株式会社株式五十株券一枚

株券額面　金二千五百円也

一株に付　払込金五十円也

記番号　戊号四七九号

発行者　愛知時計電機株式会社

発行年月日　昭和十二年二月十日

当初株主　愛知時計電機株式会社

最終株主　岡谷惣助

最終の所持人　岡谷保産合名会社代表社員岡谷惣助

最終株主　林水塗

兜町一丁目一番地野村証券株式会社　東京都中央区日本橋

●**昭和二十六年（〇）第一二号**

愛知県丹羽郡古知野町大字古知野字大桜二十三番地　申立人　荒谷　春一

別紙目録記載の送金小切手に付いて最終の所持人である右申立人より公示催告の申立があつたから、当裁判所は昭和二十六年五月二十二日公示催告を為したにも不拘昭和二十七年一月二十三日午前十時公示催告期日迄に該権利の届出及び該送金小切手の提出がないので右申立人の申立に因つて左の如く判決する。

別紙目録記載の送金小切手の無効なることを宣言する。

昭和二十七年一月二十三日

名古屋簡易裁判所　裁判官　吉田好文

（別紙）　目　録

No.　一〇二一〇

小切手額面　金五万円

受取人　荒谷春一

振出年月日　昭和二十五年四月六日

振出地　山形県東村山郡天童町

振出人　株式会社両羽銀行

支払地　名古屋市中区御幸本町通八丁目

支払人　東海銀行本店

●**昭和二十六年（〇）第一三号**

名古屋市熱田区沢上町一丁目五十八番地　申立人　西村　英一

別紙目録記載の旅行小切手に付いて最終の所持人である右申立人より公示催告の申立があつたから、当裁判所は昭和二十六年五月十九日公示催告を為したにも不拘昭和二十七年一月二十一日午前十時公示催告期日迄に該権利の届出及び該旅行小切手の提出がないので右申立人の申立に因つて左の如く判決する。

別紙目録記載の旅行小切手の無効なることを宣言する。

昭和二十七年一月二十一日

名古屋簡易裁判所　裁判官　吉田好文

（別紙）　目　録

一記号番号　旅行小切手A第〇一〇五三号

額面金額　金十万円也

振出月日　昭和二十六年三月二十四日

振出人　名古屋市熱田区沢上町一丁目十四番地、株式会社千代田銀行熱田支店支店長小山正延

支払地　株式会社千代田銀行本支店所在地

支払人　株式会社千代田銀行本支店

●**昭和二十六年（〇）第六号**

東京都中央区日本橋兜町一丁目一番地　申立人　野村証券株式会社

右代表者取締役　奥村　綱雄

富山市桜木町七十一番地　深井龍太郎

右代理人弁護士

別紙目録に記載した株券について申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十七年一月一日午前十時の期日迄に権利を届出で且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。

昭和二十七年一月一日

富山簡易裁判所　裁判官　小森武介

（別紙）　物件目録

不二越鋼材工業株式会社新株券百五十株

一株に付　払込金三十五円也

記号番号　一八丙第一二七二五号、自第九四〇一号至第九四〇三号、第一六三九三号、自第一六〇七七号至第一六〇七九号、自第九一六三号至第九一六四号

発行者　不二越鋼材工業株式会社

最終名義人　林水塗

発行日　昭和十八年三月二十五日

不二越鋼材工業株式会社新株券十株券五枚

一株に付　払込金三十五円也

記号番号　十八丙自一一六一六号至一一六二〇号

発行者　不二越鋼材工業株式会社

最終名義人　野村証券株式会社取締役社長飯田清三

発行日　昭和十八年三月二十五日

●**昭和二十六年（〇）第一七号**

奈良市脇戸町十番地　申立人　辻本　嗣雄

別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十七年一月三十一日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立により昭和二十七年一月三十一日右証券の無効を宣言した。

昭和二十七年一月三十一日

大阪簡易裁判所　裁判官　木下喜次郎

（別紙）　目　録

株式会社大丸株式一百株（百株券一枚）

額面金額　金五千円

払込金額　一株に付金五十円

記番号　二新ろ三二八号

発行者　株式会社大丸

最終株主氏名　宮本美蕊保

最終所持者　辻本嗣雄

●**昭和二十六年（〇）第一七二号**

福井市佐佳枝町四十二番地　申立人　大崎証券株式会社

右代表取締役　大崎喜久郎

別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十七年一月三十一日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十七年一月三十一日右証券の無効を宣言した。

昭和二十七年一月三十一日

大阪簡易裁判所　裁判官　木下喜次郎

（別紙）　目　録

株式会社大丸株式一百株（百株券一枚）

額面金額　金五千円

払込金額　一株に付金五十円

記番号　二新ろ三二八号

発行者　株式会社大丸

最終株主氏名　宮本美蕊保

最終所持者　辻本嗣雄

●**昭和二十六年（〇）第一七三号**

高知市五台山字三百九十二番地　申立人　戸梶　義正

別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十七年一月三十一日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十七年一月三十一日右証券の無効を宣言する。

昭和二十七年一月三十一日

大阪簡易裁判所　裁判官　井上夏之介

（別紙）　目　録

旭化成工業株式会社株式百株券一枚

株券額面　金五千円也

株券記号番号　い丁第一二一三号

株券の払込金額　金五千円也

発行年月日　昭和十八年十二月一日

株券名義人　戸梶　義正

最終の所持人　大崎証券株式会社取締役社長大崎喜久郎

●**昭和二十六年（〇）第一七四号**

高知市五台山字三百九十二番地　申立人　戸梶　義正

別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十七年一月三十一日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十七年一月三十一日右証券の無効を宣言する。

昭和二十七年一月三十一日

大阪簡易裁判所　裁判官　井上夏之介

○債権調査特別期日

●**右の者に対する昭和二十四年(フ)第二二・三二号破産事件について債権調査の特別期日の決定をしたから左記事項の公告をする。**

本件につき債権調査の特別期日を昭和二十七年三月二十九日午前十時と指定する。

昭和二十七年三月六日

神戸地方裁判所

○復権申立

●**昭和二十七年（モ）第九号**

鳥取県西伯郡手間村大字天万九百二十六番地　申立人（債務者）　門脇　孝一

右の者昭和二十七年一月二十八日権の申立を為したので右公告する。

昭和二十七年三月七日

鳥取地方裁判所米子支部

裁判官　熊佐義里

○和議認可

●**川口市本町四丁目二百一番地**　債務者　富沢　秀

右の者の申立てた昭和二十三年(コ)第一号和議事件について、当裁判所は次のとおり決定したから公告する。

主文

昭和二十七年三月三日の債務者集会で可決された別紙目録記載の條件による和議を認可する。

理由

債務者代理人は、昭和二十七年三月三日の債権者集会の期日に出頭して、別紙目録記載の條件による和議を提供し、同期日に出席した議決権を行うことのできる和議債権者全部は右和議に対して同意すると述べた。

本件では債権者集会の期日に出席した議決権を行うことのできる債権者全部が債務者の提供した和議に同意したものであるから、本件は債権者数及びその額において破産法第三百六條（和議の要件をみたすものと認めるので本件和議は可決されたものとして準用）第一項の規定により、同法第四十九條によつて準用）第一項の規定により、同法第五十一條に該当する不認可の決定をすべき事情が存しないから認可の決定をするのが相当であると認めて、主文のとおり決定する。

昭和二十七年三月十日

浦和地方裁判所　裁判官　岡　岩雄

（別紙）　和議條件

一、債権者は債務者に対して和議開始後の利息を免除すること。

二、債務者は債権者に対して昭和二十五年三月末日までに債務額の四分の三、債務を昭和二十九年一月から昭和三十八年七月までの間毎年一月と七月の各末日に一回ずつ前項の残債務の百分の五に相当する金額を支払うこと。

発行者　株式会社東海銀行取締役頭取鈴木亨市

最終株式所持人　加藤廉夫

●**昭和二十六年（〇）第一号**

東京都中央区日本橋兜町一丁目一番地　申立人　野村証券株式会社

代表取締役　奥村　綱雄

右代理人弁護士　岩越　威一

同　半田　細雄

別紙目録記載の株券に付いて最終の所持人である右申立人より公示催告の申立があつたから、当裁判所は昭和二十六年五月十七日公示催告を為したにも不拘昭和二十七年一月二十一日午前十時公示催告期日迄に該権利の届出及び該株券の提出がないので右申立人の申立に因つて左の如く判決する。

別紙目録記載の株券の無効なることを宣言する。

昭和二十七年一月二十一日

名古屋簡易裁判所　裁判官　吉田好文

第7557号

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

○和議手続開始

●神戸市兵庫区水木通一丁目十六番地の一
債務者　香川建設工業株式会社
右に対する昭和二十七年(コ)第一号和議事件につき当裁判所は左の通り決定する。
一、債務者　香川建設工業株式会社に対し和議手続を開始する。
一、和議管財人　神戸市兵庫区菊水町一丁目二十三番地、弁護士小西正秀
一、債権届出期間　昭和二十七年四月十日迄
一、債権者集会の期日　昭和二十七年四月二十五日午前十時
昭和二十七年三月十日午前十時決定
神戸地方裁判所

アスピード多数紙穿孔機
女・子供でも楽に
堆積紙数三寸余の厚さを一動作で正確に穿孔する
全国電報局御採用
【カタログ送呈】
中島精密工業株式会社
東京・杉並・堀ノ内　電話　中野(38)1467・3406・4291番

○会社整理開始

●上田市大字常入七百八十六番地
申請人　株式会社長野県水上田魚市場
右代表取締役　青木彦治
埴科郡戸倉町大字戸倉千四百六十番地
被申請人　信濃食産株式会社
右代表取締役　松本富次郎
右昭和二十七年(ヒ)第一号会社整理開始命令申請事件に付当裁判所は次の通り決定する。
主文
被申請人会社に対し整理の開始を命ずる。
昭和二十七年三月十日
長野地方裁判所上田支部
裁判官　増山　頴

会社その他の公告

解散公告(第三回)
当会社は昭和二十七年二月二十九日の株主総会の決議により解散しました。当会社に対し債権を有する方は第一回公告の日から二箇月以内に御申出下さい。若し此期間内に申出なきときは清算より除外致します。
昭和二十七年三月七日
丹羽郡布袋町大字小折四五六九番地
中央産業株式会社

解散公告(第三回)
当会社は昭和二十七年二月十八日に株主総会の決議を以て解散しました。当社に対して債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内に申出下さい。右期間内に申出がない場合には清算から除斥せられます。
昭和二十七年三月三日
大阪府中河内郡盾津町大字新庄七四九番地
株式会社信和搾油所
清算人　長谷川竹三郎

解散公告(第三回)
本会は昭和二十六年九月一日水産業団体の協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理等に関する法律第一條第五項の規定により解散し目下清算中につき当会に債権を有する向は昭和二十七年五月十五日までその請求を申出下さい。若し期限内に御申出ないときは清算より除斥致します。右水産業団体法施行令第六十三條民法第七十九條第三項の規定により催告致します。
昭和二十七年三月十三日
鹿児島県串木野市下名八〇七五番地の一　串木野町島平漁業会
清算人代表　中里　才蔵

解散公告(第二回)
当会社は昭和二十七年一月十八日の臨時株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。
昭和二十七年一月二十五日
東京都世田谷区世田谷一丁目三三番地
千代田相互株式会社
清算人　荒井　武男

解散公告(第二回)
当会社は昭和二十七年二月二十五日の臨時株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。
昭和二十七年二月二十五日
東京都港区芝新橋二丁目一八番地
新橋観光株式会社
清算人　森下　長平

新発売コピア複写器
特許庁御採用
法務庁御認可
戸籍謄本抄本複写
丸星機化工業株式会社
本社　東京都港区西芝浦三ノ二
電話三田(45)0226 5616 3645～6
支社　大阪市西成区天下茶屋町二ノ五〇
電話天下茶屋(66)4185 4775
名古屋市中区南大津通り三ノ一二
電話中(24)1625 3920

解散公告(第三回)
当会社は昭和二十七年二月十四日の臨時株主総会の決議により解散しましたので当会社に債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に申出下さい。もし右期間内に御申出がないときは清算から除斥致します。
昭和二十七年三月十三日
大阪府中河内郡石切町石切六五七(営業所大阪市南区上本町四丁目六一〇番地)
木村建設株式会社
清算人　鈴木　友夫

解散公告
当会社は昭和二十七年一月八日開催の臨時株主総会の決議により即日解散致しましたので当会社に対し債権を有せられる方は本公告掲載の翌日から二箇月以内に御申出下さい。若し前記期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。
昭和二十七年一月十九日
福井市御幸下町四十一番地
丸福木材工業株式会社
代表清算人　大西　久雄

会社合併公告
下記甲、乙両会社は各昭和二十七年三月十五日の社員総会に於て甲は乙を合併し其の権利義務一切を承継して存続し乙は解散することに夫々同意を得ました。この合併に異議ある債権者は本公告掲載の翌日から二箇月以内に其の旨御申出下され度商法の規定により茲に公告致します。
昭和二十七年三月十八日
東京都渋谷区桜ヶ丘五番地
(甲)　合資会社淡交社
東京都渋谷区桜ヶ丘五番地
(乙)　合資会社第二淡交社

小切手無効公告
左記小切手紛失に付以後無効とする。
記号番号　第一〇六七八五号
金額　金五万円也
振出人　田辺運送株式会社
振出日　昭和二十七年三月十日
支払人　株式会社紀陽銀行田辺支店
支払場所　紀陽銀行田辺支店

第三十回決算公告
昭和二十六年十二月三十一日現在
貸借対照表
資産の部

船舶	四〇、六五九、六七一・〇〇
建物	三五九、九四二・〇〇
什器	五五〇、〇〇〇・〇〇
有価証券	五五、〇〇〇・〇〇
預け金	三、七五四、三一一・一七
得意先	二〇四、八一五・〇〇
仮払金	一、三一〇、七五〇・〇〇
船舶燃料	九〇四、〇〇四・二〇
船舶準備金	六、九八八、〇九四・三六
船舶未決算	六八、五三一・一四
現金	二、九九二、五一二・九四
銀行預金	五七、七四七、六三一・八一
合計	

負債及び資本の部

借入金	二、〇六〇、〇〇〇・〇〇
未払金	一、四〇八、五三〇・〇〇
仮受金	三三四、一四八・〇〇
特別修繕引当金	一、四二〇、二三三・〇〇
本金	三、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
再評価積立金	二八、九〇七、一〇一・五三
利益準備金	三〇〇、〇〇〇・〇〇
納税引当金	二九二、三二一・七一
従業員退職積立金	二〇〇、〇〇〇・〇〇
繰越金	八〇、五四五・七三
当期利益金	一九、七五四、七六一・八四
合計	五七、七四七、六三一・八一

昭和二十七年二月
神戸市生田区海岸通一丁目五番地
興運汽船株式会社

第十一回決算公告
昭和二十六年十二月三十一日現在
貸借対照表

借方	
預金及現金	四、〇九〇、六〇四・一七
受取手形	三、八四九、六八八・七八
有価証券	二〇〇、〇〇〇・〇〇
売掛金	一三、一七九、三六五・六五
商品	二、四四八、一七一・〇〇
建物	一、一四三、四四〇・〇〇
登録権	一九、三〇〇・〇〇
出資金	二一六、〇八〇・〇〇
貸付金	一三、〇〇〇・〇〇
未経過保険料	九、五七〇・〇〇
仮払金	一四七、五五八・八三
未収入金	二四二・〇〇
計	二五、三一七、〇二〇・四三

貸方	
支払手形	一八、〇〇一、三九七・四五
買掛金	八七四、六八六・二一
未払金	四一七、二三〇・〇〇
退職手当準備金	二〇〇、〇〇〇・〇〇
貸倒引当金	二二〇、〇〇〇・〇〇
納税積立金	三三、三四〇・〇〇
資本金	一、三六〇、〇〇〇・〇〇
法定積立金	二三〇、〇〇〇・〇〇
別途積立金	三〇〇、〇〇〇・〇〇
資産再評価積立金	一、一〇五、二六五・〇〇
前期繰越金	三四九、八五一・三二
当期純益金	二、二三五、二五〇・四五
計	二五、三一七、〇二〇・四三

右の通りであります。
昭和二十七年二月二十九日
大阪市東区瓦町三丁目三
斎貿商事株式会社

◎号外
◎附録　三月一日付第十五号三二頁
二十六年十一月三十日付蒙会第二十三号附録(二)(その五)三二頁

定価　一ヶ月　二百十円　一部　九円　送料　実費
公告料　公告　八ポイント一行　十七字詰百円
但し、会社等解散・減資・合併・組織変更公告一件一回　千五百円
広告料　広告　八ポイント一行　十七字詰相当　二百円

発行所　東京都新宿区市谷本村町一五　電話九段(33)五三一―五九　振替東京一九〇〇　官報課
印刷庁